

Ⅱ．分担研究報告

3. 日本で規格基準が定められていない有害化学物質の 海外における規制情報

研究代表者 穂山 浩

令和5年度厚生労働科学研究費補助金（食品の安全確保推進研究事業）

食品中の動物用医薬品等の新たな評価管理手法導入のための研究

研究分担報告書

日本で規格基準が定められていない有害化学物質の海外における規制情報
ー食品中のヒ素、カドミウム、水銀、鉛の基準値に関する海外情報の収集ー

研究代表者 穂山 浩 星薬科大学薬学部

研究要旨

本研究は、日本で食品に規格基準の定められていない有害化学物質の海外における規制情報の収集を目的とし、本年度はヒ素、カドミウム、水銀、鉛の基準値に関する海外情報の収集を行った。有害元素の基準値については、国際食品規格の策定などを行う Codex 委員会で元素によりその加工品を対象に基準値が定まっていた。その他、欧州 (EU)、米国、カナダ、オーストラリア・ニュージーランド・中国・シンガポール等、各国においても様々な食品や加工品に基準値が定まっていた。有害元素によって、基準値が設定されている食品は異なり、ヒ素は3～38食品、カドミウムは0～66食品、水銀は1～16食品、鉛は5～78食品に基準値が設定されていた。各国の基準値の内、最も基準値が設定されている食品項目数が少なかったのは米国の9食品であり、最も多かったのは中国の156食品であった。

研究協力者

国立医薬品食品衛生研究所
鈴木 美成

A. 研究目的

米国有害物質疾病登録局 (US ATSDR) は、ヒトの健康に最も重大な潜在的脅威をもたらす化学物質リストを2022年に更新した[1]。このリストは、国家優先リスト (NPL) での登場頻度、毒性、NPLに掲載された物質に対するヒトへのばく露の可能性に基づいて物質の優先順位が付けられる。このリストの第1位にはヒ

素、第2位に鉛、第3位には水銀と有害元素が独占しているだけでなく、第7位にはカドミウム、17位には六価クロムが挙げられている。

他の汚染物質と比較して、有害元素は天然に存在している点に特徴があるため、食品にも通常少なからず含有されている。くわえて、元素は化学的に分解することは無いため、化学形態が変化することによる毒性の変化は生じる可能性があるものの、時間経過に伴い含有量が減少するということはない。

我が国においては、富山県で起きた日本人の主食である米からカドミウムを長期間摂取し

たことで発生したイタイイタイ病や、熊本県水俣湾周辺および新潟県阿賀野川流域において、魚介類がメチル水銀で汚染されたことに起因した水俣病及び新潟水俣病が発生した。このように、有害元素による食の汚染を原因とした悲惨な公害病が日本で発生した歴史がある。

このように、有害元素は潜在的なリスクが大きいにもかかわらず、日本における食品中有害元素の規制は遅れている。今年度は、調査対象の化学物質として有害元素類を取り上げ、海外における食品の規制情報を収集し整理した。

B. 研究方法

食品中のヒ素、カドミウム、水銀、鉛の基準値に係る情報を世界各国の食品安全担当機関やリスク評価機関等（表 1）から収集した。

C. 研究結果及び考察

ヒ素、カドミウム、水銀、鉛についての調査結果をそれぞれ表 2～5 に示す。また、基準値が設定されている食品項目数を国/機関別に比較した結果を図 1 に示す。参考として、日本における基準値/推奨値 [ヒ素: ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの (0.01 mg/L), ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの (0.01 mg/L), 清涼飲料水 (不検出); カドミウム: 米 (玄米及び精米)(0.4 mg/kg); 水銀: ミネラルウォーター類 (0.0005 mg/L), 魚介類 (0.4 mg/kg, 暫定的規制値); メチル水銀: 魚介類 (0.3 mg/kg, 暫定的規制値の参考値); 鉛: ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの (0.01 mg/L), ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの (0.01 mg/L), 清涼飲料水 (不検出)] と比較した。

以降 Codex と比較して、各国/地域/機関の相違点についてまとめた。

EFSA

EFSA では基準値が設定されている食品の項目数の合計が 135 と二番目に多かった。また、EFSA では、無機ヒ素/総ヒ素の基準値設定食品の割合が、韓国に次いで二番目に高く、ライスマルクなどの非アルコールの米ベース飲料に対して、無機ヒ素の基準が定められていた。カドミウムに関しては、基準値を設けている食品が最も多かった。これは、乳幼児用ミルクやチョコレートに関して規格別に基準値を設定している点に特徴があった。水銀に関しては、メチル水銀の基準値は設定されていなかった。鉛の基準値が設定されている食品項目数は 2 番目に多かった。ワイン中の Pb の基準値は、収穫年別に規定されており、特徴的であった。例えばボルドーワイン中の総鉛濃度は、過去 50 年間で劇的に減少したことが報告されている[2]。希少価値の高いヴィンテージワインの流通を考えて、設定されているものと考えられた。

米国 FDA

米国 FDA では、基準値が設定されている食品項目数の合計が 9 であり（日本と同じ設定項目数）、一番少なかった。また、設定された値のほとんどは Action level であった。Action level は、特定の規制または法的要件が引用されていない限り、法的強制力のない推奨事項として見なされるものである。また、FDA のガイダンス文書は、トピックに関する現在の FDA の考え方を説明することを意図したものである。FDA の取組は、他の国/地域と比較すると消極

的な印象ではあるものの、Action level が設定されている対象は、健康リスクが高いとされている（無機ヒ素濃度が高い食品や乳幼児用食品）ものを優先的に設定していた。

カナダ

カナダは、基準値が設定されている食品項目数の合計が 19 と、US FDA について 2 番目に少なかった。食用骨粉に鉛の基準値 (10 mg/kg) が設けられていた点は、他と比べて特徴的な点であった。

FSANZ

オーストラリア・ニュージーランドでは、基準値が設定されている食品項目数の合計が 33 と、3 番目に少なかった。

他と比較して特徴的であった点は、水銀の基準値が漁獲量に応じた検体数が定められており、場合によっては平均値の基準を満たすことも求められる点が特徴的であった。

中国

中国は、基準値が設定されている食品項目数の合計が 156 と一番多かった。また、無機ヒ素、総水銀、メチル水銀、鉛に関して基準値が設定されている食品項目数が 1 番多く、総ヒ素は 2 番目、カドミウムは 3 番目に多かった。

香港

香港は、中国に準じた設定がされていたが、基準値が設定されている食品項目数は 111 であり、中国よりも少なかった。中国と異なる点として、ピータン中の鉛の基準値が挙げられる。ピータンは製造過程で蛋白の凝固を促進するため「黄丹粉」と呼ばれる一酸化鉛の化合物を使用することがあった。Krinitz と Tepedino[3]は

ニューヨーク港を通じて輸入される地域のピータンの大部分に高濃度の鉛が検出されることを報告した。日本においても、東京および横浜地区で購入したピータンから鉛の汚染があったことを報告している[4]。中国政府は 1988 年よりピータンの鉛含有量に基準値を設定したが、2022 年に更新した基準値では「卵及び卵製品」として設定されている。香港では、ピータン中の鉛の基準値を特出しして設定していた。

台湾

台湾は、基準値が設定されている食品項目数の合計 108 と香港と似たような数であったが、カドミウムの基準値が設定されている食品項目数が 2 番多かった。

韓国

韓国では、基準値が設定されている食品項目数の合計が 65 であり、Codex が設定している食品項目数よりも少し少なかった。一方で、ヒ素に関しては、すべて無機ヒ素として基準値が設定されていた。また、食用昆虫に対する基準値が設定されていた点は特徴的であった。

シンガポール

シンガポールは、基準値が設定されている食品項目数の合計が 84 であり、Codex が設定している食品項目数よりも少し多かった。総ヒ素については、基準値が設定されている食品項目数が最も多かったが、無機ヒ素の基準値設定項目は少ない傾向にあった。同様に、総水銀には基準値が設定されている食品項目があるものの、メチル水銀の基準値を設定している食品項目は無かった。化学形態別分析の労力と健康リスク評価のバランスを取った判断を取っているものと考えられた。

さらに、シンガポールの基準値は、高い傾向にあった。例えば、シンガポールにおける生鮮果実及び野菜の鉛の基準値 (1 mg/kg) は、Codex の果菜類 (0.05 mg/kg)、果実 (0.1 mg/kg)、あぶらな科葉菜類 (0.1 mg/kg)、鱗茎野菜 (0.1 mg/kg)、葉物野菜 (0.3 mg/kg) と比較して高い値が設定されていた。シンガポールは、食料のほとんどを輸入に頼っているため、あまり高い基準にすると供給量を賄えない可能性を踏まえて高めに設定されているものと考えられた。

諸外国の規制状況を踏まえた日本の規格基準について

日本における有害元素に係る基準値の整備状況は、各国と比較して大幅に遅れているといえた。しかしながら、多くの食品に対して基準値が設定されている規制が厳しい方が、食事からのばく露量を低く抑えているかは別の問題である。例えば、調査年や調査方法が異なる点には注意が必要ではあるが、鉛に対する設定食品項目数が最も多い中国における食事由来の鉛ばく露量 (73.9 µg/person/day)[5] は、日本における鉛ばく露量 (5.85 µg/person/day)[6] の 10 倍以上の値が報告されている。

このような結果は、我が国においては、規制を厳しくしなくてもリスクを低く保てた状況が続いてきたとも理解できる。しかしながら、輸入食品の量及び種類の増大と、輸出入における日本の競争力が相対的に弱まっている現状を考慮すると、日本型の管理がいつまで機能するかは注視する必要がある。

FDA の Action level を参考に健康リスクの懸念が高い物質を優先的に対応しつつ、粗悪な輸入食品の国内流通を抑制することを念頭

に置いた規格基準の設定が必要だと考えられた。

D. 結論

ヒ素、カドミウム、水銀、鉛の基準値に関する海外情報の収集を行った。有害元素によって、基準値が設定されている食品は異なり、ヒ素は 3~38 食品、カドミウムは 0~66 食品、水銀は 1~16 食品、鉛は 5~78 食品に基準値が設定されていた。各国の基準値の内、最も基準値が設定されている食品項目数が少なかったのは米国の 9 食品であり、最も多かったのは中国の 156 食品であった。

E. 参考文献

- 1 US_ATSDR. *ATSDR's Substance Priority List*, <<https://www.atsdr.cdc.gov/spl/index.html#2022spl>> (2022).
- 2 Epova EN, Bérail S, Séby F, Barre JPG, Vacchina V, et al. Potential of lead elemental and isotopic signatures for authenticity and geographical origin of Bordeaux wines. *Food Chem.* 2020;303:125277.
- 3 Krinitz B, Tepedino N. Lead in Preserved Duck Eggs: Field Screening Test and Confirmation and Quantitation by Atomic Absorption Spectrophotometry and Anodic Stripping Voltammetry. *Journal of Association of Official Analytical Chemists.* 1981;64:1014-1016.
- 4 箕口重義, 鈴木一正, 荒木裕子, 山本直子. 輸入ピータンの鉛汚染の再調査. *日本家政学会誌.* 1987;38:1023-1025.
- 5 Jin Y, Liu P, Wu Y, Min J, Wang C, et al. A systematic review on food lead concentration and dietary lead exposure in China. *Chin. Med. J.* 2014;127:2844-2849.

- 6 鈴木美成, 近藤 翠, 北山育子, 穂山 浩, 堤 智. 二次元モンテカルロシミュレーションを用いた食事性鉛曝露量分布の推定:トータルダイエット試料への適用の試み. 食品衛生学雑誌. 2023;64:1-12.

F. 研究業績

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

表 1 規制値の調査対象とした情報源

文 献 番号	名 称	最 終 ア ク セス日	URL
1	193-1995 General Standard for Contaminants and Toxins in Food and Feed	2023/12/28	https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FStandards%252FCXS%2B193-1995%252FCXS_193e.pdf
2	Commission Regulation (EU) 2023/915 of 25 April 2023 on maximum levels for certain contaminants in food and repealing Regulation (EC) No 1881/2006 (Text with EEA relevance)	2023/12/28	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R0915
3	Guidance for Industry: Action Level for Inorganic Arsenic in Apple Juice	2024/1/18	https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/guidance-industry-action-level-inorganic-arsenic-apple-juice
4	Guidance for Industry: Action Level for Inorganic Arsenic in Rice Cereals for Infants	2024/1/18	https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/guidance-industry-action-level-inorganic-arsenic-rice-cereals-infants
5	Small Entity Compliance Guide: Bottled Water and Arsenic	2024/1/18	https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/small-entity-compliance-guide-bottled-water-and-arsenic
6	CPG Sec 540.600 Fish, Shellfish, Crustaceans and other Aquatic Animals - Fresh, Frozen or Processed - Methyl Mercury	2024/1/18	https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/cpg-sec-540600-fish-shellfish-crustaceans-and-other-aquatic-animals-fresh-frozen-or-processed-methyl
7	Guidance for Industry: Lead in Candy Likely To Be Consumed Frequently by Small Children: Recommended Maximum Level and Enforcement Policy	2024/1/18	https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/guidance-industry-lead-candy-likely-be-consumed-frequently-small-children

表 1 つづき

文 献 番号	名 称	最 終 ア ク セス日	URL
8	Draft Guidance for Industry: Action Levels for Lead in Food Intended for Babies and Young Children	2024/1/18	https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/draft-guidance-industry-action-levels-lead-food-intended-babies-and-young-children
9	Draft Guidance for Industry: Action Levels for Lead in Juice	2024/1/18	https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/draft-guidance-industry-action-levels-lead-juice
10	Health Canada's Maximum Levels for Chemical Contaminants in Foods - Canada.ca	2023/12/28	https://www.canada.ca/en/health-canada/services/food-nutrition/food-safety/chemical-contaminants/maximum-levels-chemical-contaminants-foods.html
11	List of contaminants and other adulterating substances in foods - Canada.ca	2023/12/28	https://www.canada.ca/en/health-canada/services/food-nutrition/food-safety/chemical-contaminants/contaminants-adulterating-substances-foods.html
12	Australia New Zealand Food Standards Code – Schedule 19 – Maximum levels of contaminants and natural toxicants	2023/12/28	https://www.legislation.gov.au/Details/F2022C00979/47138dc4-181f-40a8-97f6-4d351fc59807
13	食品安全国家标准 食品中污染物限量 GB2762-2022-行业标准_ 内蒙古自治区卫生健康委员会	2023/12/28	http://wjw.nmg.gov.cn/zzb/hybz/202210/t20221025_2156011.html
14	2018 年食物攪雜(金屬雜質含量)(修訂)規例 (2018 年第 113 號法律公告)	2023/12/28	https://www.gld.gov.hk/egazette/pdf/20182223/cs220182223113.pdf

表 1 つづき

文 献 番号	名 称	最 終 ア ク セス日	URL
15	Sanitation Standard for Contaminants and Toxins in Food v .pdf	2023/12/28	https://consumer.fda.gov.tw/uc/GetFile.ashx?type=gfile&id=12811
16	식품의 기준 및 규격 고시전문(제 2023-72 호, 2023.11.28)	2323/12/13	https://www.law.go.kr/LSW//flDownload.do?flSeq=135025543
17	G.N. No. S 203/2023 — Food (Amendment) Regulations 2023	2023/12/28	https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1?DocDate=20180327&ProvIds=Sc10-#Sc10-

表 2 食品中に含まれるヒ素（無機ヒ素も含む）濃度の基準値

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
総ヒ素	Codex	食用油脂	0.1	mg/kg	関連するコーデックス商品規格は、CXS 19-1981、CXS 33-1981、CXS 210-1999、CXS 211-1999、CXS 329-2017 です。CXS 329-2017 の対象となる魚油の場合、ML は魚油の無機ヒ素 ^a です。	1
総ヒ素	Codex	ファットスプレッドとブレンドスプレッド	0.1	mg/kg	関連する Codex 商品規格は CXS 256-2007 です。	1
総ヒ素	Codex	ナチュラルミネラルウォーター	0.01	mg/L	関連する Codex 商品規格は CXS 108-1981 です。	1
無機ヒ素	Codex	脱穀米	0.35	mg/kg	商品全体。国または輸入者は、米中の総ヒ素を分析することにより、米中の 無機ヒ素 ^a の ML を適用する際に独自のスクリーニングを使用することを決定する場合がある。	1
無機ヒ素	Codex	精米	0.2	mg/kg	商品全体。国または輸入者は、米中の総ヒ素を分析することにより、米中の 無機ヒ素 ^a の ML を適用する際に独自のスクリーニングを使用することを決定する場合がある。	1
総ヒ素	Codex	食塩	0.5	mg/kg	関連する Codex 商品規格は CXS 150-1985 です。	1
無機ヒ素	EU	非パーボイル加工の精白米（精米または白米）	0.15	mg/kg	コーデックス規格 198-1995 で定義されている米、玄米、精白米、およびパーボイル米。	2
無機ヒ素	EU	パーボイル米および脱穀米	0.25	mg/kg	コーデックス規格 198-1995 で定義されている米、玄米、精白米、およびパーボイル米。	2
無機ヒ素	EU	米粉	0.25	mg/kg	コーデックス規格 198-1995 で定義されている米、玄米、精白米、およびパーボイル米。	2

表 2 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
無機ヒ素	EU	ライスワッフル、ライスウエハース、米菓、餅、米フレークおよびポップした朝食用米	0.30	mg/kg	コーデックス規格 198-1995 で定義されている米、玄米、精白米、およびパーボイル米。	2
無機ヒ素	EU	乳幼児用食品 ^b の製造目的用の米	0.10	mg/kg	コーデックス規格 198-1995 で定義されている米、玄米、精白米、およびパーボイル米。	2
無機ヒ素	EU	非アルコール米ベース飲料	0.030	mg/kg	コーデックス規格 198-1995 で定義されている米、玄米、精白米、およびパーボイル米。	2
無機ヒ素	EU	乳児用ミルク、後続ミルク、乳児および幼児向けの特別な医療目的の食品および幼児用ミルク	0.020	mg/kg	粉末として発売されているものに限る。市場に投入される製品に適用する。	2
無機ヒ素	EU	乳児用ミルク、フォローアップミルク、乳児および幼児向けの特別な医療目的の食品 ^b および幼児用ミルク ^c	0.010	mg/kg	液体として販売されているものに限る。市場に投入される製品に適用する。	2
無機ヒ素	EU	離乳食	0.020	mg/kg	市場に投入される製品に適用する。	2
無機ヒ素	EU	果実ジュース、濃縮還元果実ジュースおよび果実ネクター	0.020	mg/kg		2
総ヒ素	EU	食塩	0.50	mg/kg		2

表 2 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
無機ヒ素	US FDA	りんごジュース	0.01	mg/kg	Action level ^d	3
無機ヒ素	US FDA	幼児用ライスシリアル	0.1	mg/kg	Action level ^d	4
総ヒ素	US FDA	ボトルドウォーター	0.010	mg/L		5
総ヒ素	カナダ	魚のたんぱく質	3.5	mg/kg		11
総ヒ素	カナダ	食用骨粉	1	mg/kg		11
総ヒ素	カナダ	飲料	0.1	mg/kg	消費される製品に適用される。果実ジュース、果実ネクター、ぶどうジュース、ぶどうネクターを除く。	11
総ヒ素	カナダ	ボトルドウォーター	0.01	mg/kg		11
無機ヒ素	カナダ	脱穀米（玄米）	0.35	mg/kg		11
無機ヒ素	カナダ	精白米	0.2	mg/kg		11
無機ヒ素	カナダ	乳幼児向けに特化した米ベースの食品	0.1	mg/kg		11
無機ヒ素	カナダ	果実ジュース及び果実ネクター	0.01	mg/kg	消費される製品に適用される。ぶどうジュースおよびぶどうネクターを除く。	11
無機ヒ素	カナダ	ぶどうジュースおよびぶどうネクター	0.03	mg/kg	消費される製品に適用される	11
総ヒ素	FSANZ	穀物および製粉シリアル製品	1	mg/kg	スイートコーンを除く。製粉シリアル製品は、パンおよびその他の調理済みシリアル製品、トウモロコシのパン、ライ麦パン、白パン、全粒パンをいう。	12

表 2 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
総ヒ素	FSANZ	食塩	0.5	mg/kg		12
無機ヒ素	FSANZ	甲殻類	2	mg/kg		12
無機ヒ素	FSANZ	魚	2	mg/kg		12
無機ヒ素	FSANZ	軟体動物	1	mg/kg		12
無機ヒ素	FSANZ	海藻	1	mg/kg		12
総ヒ素	中国	穀類	0.5	mg/kg	脱穀米を除く。	13
無機ヒ素	中国	脱穀米	0.35	mg/kg	脱穀米は玄米で測定する。 ^e	13
総ヒ素	中国	穀類製粉加工品	0.5	mg/kg	玄米粉、米粉を除く。	13
無機ヒ素	中国	玄米粉	0.35	mg/kg	^e	13
無機ヒ素	中国	米粉	0.2	mg/kg	^e	13
無機ヒ素	中国	水産動物及び水産動物製品	0.5	mg/kg	魚類及び魚類製品を除く。 ^e	13
無機ヒ素	中国	魚類及び魚類製品	0.1	mg/kg	^e	13
総ヒ素	中国	生鮮野菜	0.5	mg/kg		13
無機ヒ素	中国	キノコ及びキノコ製品	0.5	mg/kg	マツタケ及びマツタケ製品、きくらげ及びきくらげ製品、シロキクラゲ及びシロキクラゲ製品を除く。 ^e	13
無機ヒ素	中国	マツタケ及びマツタケ製品	0.8	mg/kg	^e	13
無機ヒ素	中国	きくらげ及びきくらげ製品、シロキクラゲ及びシロキクラゲ製品	0.5	mg/kg	乾燥重量あたり ^e 。	13
総ヒ素	中国	肉及び肉製品	0.5	mg/kg		13

表 2 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
総ヒ素	中国	生乳、パステライズ牛乳、殺菌乳、調製乳、発酵乳	0.1	mg/kg		13
総ヒ素	中国	粉乳及び調整粉乳	0.5	mg/kg		13
総ヒ素	中国	油脂及び油脂製品	0.1	mg/kg	魚油及び魚油製品、クリルオイル及びクリルオイル製品を除く。	13
無機ヒ素	中国	魚油及び魚油製品、クリルオイル及びクリルオイル製品	0.1	mg/kg	^e	13
総ヒ素	中国	調味料	0.5	mg/kg	水産調味料、複合調味料及び香辛料類を除く。	13
総ヒ素	中国	調味料（水産調味料、複合調味料及び香辛料類を除く）	0.5	mg/kg		13
無機ヒ素	中国	水産調味料	0.5	mg/kg	魚類調味料を除く。 ^e	13
無機ヒ素	中国	魚類調味料	0.1	mg/kg	^e	13
無機ヒ素	中国	複合調味料	0.1	mg/kg	^e	13
総ヒ素	中国	食用砂糖及びでん粉糖	0.5	mg/kg		13
総ヒ素	中国	容器入り飲用水	0.01	mg/L		13
総ヒ素	中国	カカオ製品、チョコレート及びチョコレート製品	0.5	mg/kg		13
無機ヒ素	中国	乳幼児用穀物補助食品	0.2	mg/kg	藻類を含む製品を除く。 ^e	13
無機ヒ素	中国	乳幼児用穀物補助食品	0.3	mg/kg	藻類を含む製品に限る。 ^e	13
無機ヒ素	中国	乳幼児用缶詰補助食品	0.1	mg/kg	水産物及び動物性の肝臓を原料とする製品を除く。 ^e	13

表 2 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
無機ヒ素	中国	乳幼児用缶詰補助食品	0.3	mg/kg	水産物及び動物性の肝臓を原料とする製品に限る。 ^e	13
総ヒ素	中国	栄養補助食品	0.5	mg/kg		13
総ヒ素	中国	固体、半固体又は粉末状スポーツ栄養食品	0.5	mg/kg		13
総ヒ素	中国	液体スポーツ栄養食品	0.2	mg/kg		13
総ヒ素	中国	妊娠中及び授乳中の女性向け栄養補助食品	0.5	mg/kg		13
総ヒ素	香港	野菜	0.5	mg/kg		14
総ヒ素	香港	穀物	0.5	mg/kg	米を除く。	14
総ヒ素	香港	動物の肉	0.5	mg/kg	骨（ある場合）を除去した後の可食部分と肉の脂肪に適用する。	14
総ヒ素	香港	動物の食用内臓	0.5	mg/kg		14
総ヒ素	香港	家禽の肉	0.5	mg/kg	骨（ある場合）を除去した後の可食部分と肉の脂肪に適用する。	14
総ヒ素	香港	家禽の食用内臓	0.5	mg/kg		14
総ヒ素	香港	食用油脂	0.1	mg/kg	魚の油を除く。	14
総ヒ素	香港	ファットスプレッド及びブレンディドスプレッド	0.1	mg/kg		14
総ヒ素	香港	食塩	0.5	mg/kg		14
総ヒ素	香港	ボトル詰めあるいはパックされた飲料水	0.01	mg/kg	ナチュラルミネラルウォーターは除く。	14

表 2 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
総ヒ素	香港	ナチュラルミネラルウォーター	0.01	mg/kg		14
無機ヒ素	香港	脱穀米	0.35	mg/kg		14
無機ヒ素	香港	精米	0.2	mg/kg		14
無機ヒ素	香港	魚以外の水棲動物	0.5	mg/kg	カニ：殻とえらを除いた全体（生殖腺、肝臓、その他の消化器官を含む）に適用する。 頭足類：殻と内臓を取り除いた後の可食部に適用する。 ホタテ貝：殻と内臓を除いた後の可食部に適用する。 ナマコ：内臓を除いた全体に適用する。	14
無機ヒ素	香港	魚	0.1	mg/kg	消化器官を除去した後の可食部分に適用する。	14
無機ヒ素	香港	魚の油	0.1	mg/kg		14
無機ヒ素	香港	海藻	1	mg/kg		14
無機ヒ素	台湾	脱穀米	0.35	mg/kg	例えば玄米、胚芽米	15
無機ヒ素	台湾	精米	0.2	mg/kg		15
無機ヒ素	台湾	乳幼児「食用の米	0.1	mg/kg		15
総ヒ素	台湾	その他の穀類	1	mg/kg		15
無機ヒ素	台湾	海藻	1.0	mg/kg		15
無機ヒ素	台湾	魚	0.5	mg/kg		15
無機ヒ素	台湾	二枚貝、頭足類	0.5	mg/kg	二枚貝は殻を除く。頭足類は内臓を除く。	15
無機ヒ素	台湾	甲殻類の筋肉	0.5	mg/kg	付属肢の筋肉を含む。	15
無機ヒ素	台湾	その他の水産動物	0.5	mg/kg	その他の水生動物、例えばウニ、ナマコ。	15

表 2 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
総ヒ素	台湾	人間が直接消費することを目的とした油脂 ^{gh}	0.1	mg/kg		15
総ヒ素	台湾	ファットスプレッド及びブレンディッドスプレッド ^g	0.1	mg/kg	牛乳および/または乳製品（バターなど）のみから得られるファットスプレッドには適用しない。	15
総ヒ素	台湾	ボトル水およびパックされた水	0.01	mg/kg		15
総ヒ素	台湾	嗜好飲料（天然および濃縮の果実および野菜ジュースを除く）	0.2	mg/kg		15
総ヒ素	台湾	食塩 ⁱ	0.2	mg/kg		15
総ヒ素	台湾	食用氷ブロック	0.01	mg/kg	水の材質は飲料水の水質基準に適合するものであること。人間が直接消費することを目的としたものに限る。	15
無機ヒ素	韓国	穀類	0.2	mg/kg	玄米を除く。	16
無機ヒ素	韓国	穀類	0.35	mg/kg	玄米に限る。	16
無機ヒ素	韓国	魚油	0.1	mg/kg	総ヒ素の検査結果が無機ヒ素の基準値を超える場合は、無機ヒ素による検査で基準値を適用する。	16
無機ヒ素	韓国	乳幼児用ミルク、フォローアップミルク、乳幼児粉ミルク、フォローアップ粉ミルク、乳幼児用離乳食、乳幼児用特別粉ミルク	0.1	mg/kg	離乳食は玄米、米ぬか、米胚芽、ひじき、米ぬかを使用した食品に限る。 ^j	16
無機ヒ素	韓国	特殊医療用途食品（乳幼児用特殊食品除く）、お菓子、シリアル類、麺類	0.1	mg/kg	玄米、米ぬか、米胚芽、ひじき、米ぬかを使用した食品に限る。 ^j	16

表 2 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
無機ヒ素	韓国	上 3 行にリストした加工食品を除く 全ての加工食品	1	mg/kg	玄米、米ぬか、米胚芽、ひじき、米ぬかを使用した食品に限る。 ^j	16
無機ヒ素	韓国	食用昆虫	0.1	mg/kg	乾燥重量あたり。	16
総ヒ素	シンガポール	ナチュラルミネラルウォーター	0.01	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	羅漢果抽出物	1	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	<i>Spirulina platensis</i> から抽出された スピルリナ抽出物またはシアノバク テリア フィコシアニン	2	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	エール、ビール、シードル、ペアワイ ン、ポーター、スタウト	0.2	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	ブランデー、ジン、ラム酒、ウイスキ ー等のアルコール度数が 20℃で 40.0%v/v を超える酒類及び中国ワ イン	0.2	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	ワイン、中国ワイン、リキュール、ア ルコールコーディアルまたはカクテ ル	0.2	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	特に指定のない酒類	0.2	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	希釈して飲むことを目的とした濃縮 清涼飲料	0.5	mg/kg		17

表 2 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
総ヒ素	シンガポール	清涼飲料の製造に使用される濃縮物	0.5	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	果実と野菜のジュース	0.2	mg/kg	ライムとレモンのジュースは含まない。	17
総ヒ素	シンガポール	ライムとレモンのジュース	0.2	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	上記で指定していない飲料	0.1	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	ベーキングパウダー、タルタルクリーム	2	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	魚と肉の缶詰、肉エキス、加水分解タンパク質	1	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	キャラメル	5	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	食品の材料として、または食品の加工または準備に使用されるその他の化学物質	2	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	チコリ	1	mg/kg	乾燥またはローストしたものに限る。	17
総ヒ素	シンガポール	ココアパウダー	1	mg/kg	乾燥した脂肪を含まない物質に基づいて計算する。	17
総ヒ素	シンガポール	コーヒー豆	1	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	着色料	3	mg/kg	合成有機色素に限る。	17
総ヒ素	シンガポール	その他の着色料	5	mg/kg	カラメルは除く。	17
総ヒ素	シンガポール	カレーパウダー	1	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	乾燥ハーブとスパイス	1.5	mg/kg	マスタードを含む。	17

表 2 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
総ヒ素	シンガポール	乾燥野菜または脱水野菜	1	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	食用ゼラチン	2	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	食用油脂	0.1	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	ファットスプレッドとブレンドスプレッド	0.1	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	保存卵または塩漬け卵	1	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	魚、甲殻類、軟体動物	1	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	香料	1	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	生鮮果実及び野菜	1	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	缶詰の果実、果実製品、野菜	1	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	アイスクリーム、アイスクャンディー等の冷菓	0.5	mg/kg		17
総ヒ素	シンガポール	乳児用ミルク	0.1	mg/kg		17
無機ヒ素	シンガポール	海藻	2	mg/kg		17
無機ヒ素	シンガポール	精米	0.2	mg/kg		17
無機ヒ素	シンガポール	脱穀米	0.35	mg/kg		17

表 3 食品中に含まれるカドミウム濃度の基準値

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
Cd	Codex	あぶらな科葉菜類	0.05	mg/kg	非結球あぶらな科葉菜類を除く。 結球キャベツとコールラビ：明らかに腐った葉や枯れた葉を取り除いた、市販されているままの商品全体。 カリフラワーとブロッコリー：頭花（未熟な花序のみ）。 芽キャベツ：「ボタン」のみ。	1
Cd	Codex	鱗茎野菜	0.05	mg/kg	鱗茎/乾燥タマネギとニンニク：根・付着した土および簡単に剥がせる薄皮を取り除いた全体。	1
Cd	Codex	結実野菜	0.05	mg/kg	トマトと食用菌類を除く。 茎を取り除いた商品全体。 スイートコーンとフレッシュコーン：穀粒と皮のない穂軸。	1
Cd	Codex	葉菜類	0.2	mg/kg	非結球あぶらな科葉菜類を含む。 明らかに腐ったり枯れたりした葉を取り除いた、通常販売されているそのままの商品。	1
Cd	Codex	豆類（未成熟）	0.1	mg/kg	消費された商品全体。 多肉質の形態は、さや全体として、または殻をむいた製品として摂取できます。	1
Cd	Codex	豆類（種実）	0.1	mg/kg	大豆（乾燥）を除く。商品全体	1
Cd	Codex	根菜類と塊茎野菜	0.1	mg/kg	根用セロリを除く。 地上部を除いた商品全体。付着した汚れを取り除く（流水で洗い流すか、乾いた製品を優しくブラッシングするなど）。 ジャガイモ：皮をむいたジャガイモ。	1

表 3 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
Cd	Codex	茎菜類	0.1	mg/kg	明らかに腐敗した葉または枯れた葉を取り除いた後、販売されているそのままの商品全体。 ルバーブ：葉茎のみ。 グローブアーティチョーク：頭花のみ。 セロリとアスパラガス：付着した土を取り除きます。	1
Cd	Codex	穀物	0.1	mg/kg	そば、カニワ、キヌア、小麦、米を除く。商品全体	1
Cd	Codex	精米	0.4	mg/kg	商品全体	1
Cd	Codex	小麦	0.2	mg/kg	普通小麦、デュラム小麦、スペルト小麦、エンマーを含む。	1
Cd	Codex	海産二枚貝	2	mg/kg	ハマグリ、ザルガイ、ムール貝を含むが、カキとホタテを除く。 殻を取り除いた全体を対象とする。	1
Cd	Codex	頭足類	2	mg/kg	内臓のないイカ、タコ、イカに適用する。殻を取り除いた全体を対象とする。	1
Cd	Codex	ナチュラルミネラルウォーター	0.003	mg/L	関連する Codex 商品規格は CXS 108-1981 です。	1
Cd	Codex	食塩	0.5	mg/kg	関連する Codex 商品規格は CXS 150-1985 です。	1
Cd	Codex	チョコレート（乾物ベースで総力カ オ固形分が 30% 未満含む、または それを宣言するもの）	0.3	mg/kg	ミルクチョコレート、ファミリーミルクチョコレート、ミルクチョコレートクーベルチュール、ジャンドゥーヤミルクチョコレート、テーブルチョコレート、ミルクチョコレート細麺/ミルクチョコレートフレークを含む。卸売または小売流通用に準備された商品全体	1

表 3 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
Cd	Codex	チョコレート（乾物ベースで総カカオ固形分が 30% 以上 50%未満含む、またはそれを宣言するもの）	0.7	mg/kg	スイートチョコレート、ジャンドゥーヤチョコレート、セミビターテーブルチョコレート、細麵チョコレート/チョコレートフレーク、ビターテーブルチョコレート、クーベルチュールチョコレートなどを含む。卸売または小売流通用に準備された商品全体	1
Cd	Codex	チョコレート（乾物ベースで総カカオ固形分が 50% 以上 70%未満含む、またはそれを宣言するもの）	0.8	mg/kg	スイートチョコレート、ジャンドゥーヤチョコレート、セミビターテーブルチョコレート、細麵チョコレート/チョコレートフレーク、ビターテーブルチョコレートなど。卸売または小売流通用に準備された商品全体	1
Cd	Codex	チョコレート（乾物ベースで総カカオ固形分が 70%以上含む、またはそれを宣言するもの）	0.9	mg/kg	スイートチョコレート、ジャンドゥーヤチョコレート、セミビターテーブルチョコレート、細麵チョコレート/チョコレートフレーク、ビターテーブルチョコレートなど。卸売または小売流通用に準備された商品全体	1
Cd	Codex	すぐに食べられるココアパウダー（乾物ベースで総カカオ固形分 100%のもの）	2	mg/kg	100% ココアパウダーに適用する。他の食品の成分として使用されるココアパウダーにも適用する。ミルクパウダーや砂糖などの他の成分を含むココアパウダーベースのドリンクミックスには適用しない。卸売または小売流通用に準備された商品全体	1
Cd	EU	果実	0.050	mg/kg	（次の果実を除く：柑橘系の果実、ナシの実、核果、テーブルオリブ、キウイフルーツ、バナナ、マンゴー、パパイア、パイナップル、ベリー、小さな果実） 湿重量あたり。可食部を洗浄して分離したものに適用される。	2

表3 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
Cd	EU	柑橘系の果実、ナシの実、核果、食用 オリーブ、キウイフルーツ、バナナ、 マンゴー、パパイヤ、パイナップル	0.020	mg/kg	湿重量あたり。可食部を洗浄して分離したものに適用する。	2
Cd	EU	ベリーおよび小さな果実	0.030	mg/kg	ラズベリーを除く。 湿重量あたり。可食部を洗浄して分離したものに適用する。	2
Cd	EU	ラズベリー	0.040	mg/kg	湿重量あたり。可食部を洗浄して分離したものに適用する。	2
Cd	EU	木の実	0.20	mg/kg	まつの実を除く。 圧縮された残りの木の実が食品として市場に出されない限り、最大レベルは粉碎および油精製用の木の実には適用されない。 圧縮された残りの木の実が食品として市場に流通される場合、第3条(1) ^k および(2) ^l を考慮して最大レベルを適用する。	2
Cd	EU	まつの実	0.30	mg/kg	圧縮された残りの木の実が食品として市場に出されない限り、最大レベルは粉碎および油精製用の木の実には適用されない。 圧縮された残りの木の実が食品として市場に流通される場合、第3条(1) ^k および(2) ^l を考慮して最大レベルを適用する。	2
Cd	EU	根菜および塊茎野菜	0.10	mg/kg	ビーツの根、セルリアック、ホースラディッシュ、パースニップ、セイヨウゴボウ、だいこん、熱帯の根および塊茎、パセリの根、かぶを除く。 湿重量あたり。可食部を洗浄して分離した後に適用する。皮をむいたじゃがいもに適用する。	2

表3 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
Cd	EU	ビーツの根	0.060	mg/kg	湿重量あたり。可食部を洗浄して分離した後に適用する。	2
Cd	EU	セルリアック	0.15	mg/kg	湿重量あたり。可食部を洗浄して分離した後に適用する。	2
Cd	EU	ホースラディッシュ、パースニップ、 セイヨウゴボウ	0.20	mg/kg	湿重量あたり。可食部を洗浄して分離した後に適用する。	2
Cd	EU	だいこん	0.020	mg/kg	湿重量あたり。可食部を洗浄して分離した後に適用する。	2
Cd	EU	熱帯の根菜類と塊茎野菜、パセリの 根、かぶ	0.050	mg/kg	湿重量あたり。可食部を洗浄して分離した後に適用する。	2
Cd	EU	鱗茎野菜	0.030	mg/kg	にんにくを除く。 湿重量あたり。可食部を洗浄して分離した後に適用する。	2
Cd	EU	にんにく	0.050	mg/kg	湿重量あたり。可食部を洗浄して分離した後に適用する。	2
Cd	EU	果菜類（なすを除く）	0.020	mg/kg	湿重量あたり。可食部を洗浄して分離した後に適用する。	2
Cd	EU	なす	0.030	mg/kg	湿重量あたり。可食部を洗浄して分離した後に適用する。	2
Cd	EU	あぶらな科葉菜類	0.040	mg/kg	非結球あぶらな科葉菜類を除く。 湿重量あたり。可食部を洗浄して分離した後に適用する。	2
Cd	EU	非結球あぶらな科葉菜類	0.10	mg/kg	湿重量あたり。可食部を洗浄して分離した後に適用する。	2
Cd	EU	葉菜類	0.10	mg/kg	ほうれん草や類似の葉菜類、からしの苗、フレッシュハーブを除く。 湿重量あたり。可食部を洗浄して分離した後に適用する。	2
Cd	EU	ほうれん草や類似の葉物野菜、からし の苗、フレッシュハーブ	0.20	mg/kg	湿重量あたり。可食部を洗浄して分離した後に適用する。	2

表 3 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
Cd	EU	豆類（未成熟）	0.020	mg/kg	湿重量あたり。可食部を洗浄して分離した後に適用する。	2
Cd	EU	茎菜類（セロリとリーキを除く）	0.030	mg/kg	湿重量あたり。可食部を洗浄して分離した後に適用する。	2
Cd	EU	セロリ	0.10	mg/kg	湿重量あたり。可食部を洗浄して分離した後に適用する。	2
Cd	EU	リーキ	0.040	mg/kg	湿重量あたり。可食部を洗浄して分離した後に適用する。	2
Cd	EU	培養きのこ類	0.050	mg/kg	ヒラタケと椎茸を除く。 湿重量あたり。可食部を洗浄して分離した後に適用する。	2
Cd	EU	ヒラタケ (<i>Pleurotus ostreatus</i>) 椎茸 (<i>Lentinula edodes</i>)	0.15	mg/kg	湿重量あたり。可食部を洗浄して分離した後に適用する。	2
Cd	EU	野生のきのこ類	0.50	mg/kg	湿重量あたり。可食部を洗浄して分離した後に適用する。	2
Cd	EU	豆類（種実）	0.040	mg/kg	豆類（種実）由来たんぱく質を除く。	2
Cd	EU	豆類（種実）由来たんぱく質	0.10	mg/kg		2
Cd	EU	油糧種子	0.10	mg/kg	菜の花の種、ビーナッツと大豆、からしの種、亜麻仁とヒマワリの種、ケシの実を除く。 圧搾された残りの油糧種子が食品として市場に出回らない限り、 粉碎および精油のための油糧種子には適用されない。 圧搾された残りの油糧種子が食品として市場に流通される場合、 第3条(1) ^k および (2) ^l を考慮して適用する。	2

表 3 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
Cd	EU	菜の花の種	0.15	mg/kg	圧搾された残りの油糧種子が食品として市場に出回らない限り、 粉碎および精油のための油糧種子には適用されない。 圧搾された残りの油糧種子が食品として市場に流通される場合、 第3条(1) ^k および (2) ^l を考慮して適用する。	2
Cd	EU	ピーナッツと大豆	0.20	mg/kg	圧搾された残りの油糧種子が食品として市場に出回らない限り、 粉碎および精油のための油糧種子には適用されない。 圧搾された残りの油糧種子が食品として市場に流通される場合、 第3条(1) ^k および (2) ^l を考慮して適用する。	2
Cd	EU	カラシの種子	0.30	mg/kg	圧搾された残りの油糧種子が食品として市場に出回らない限り、 粉碎および精油のための油糧種子には適用されない。 圧搾された残りの油糧種子が食品として市場に流通される場合、 第3条(1) ^k および (2) ^l を考慮して適用する。	2
Cd	EU	亜麻仁とヒマワリの種	0.50	mg/kg	圧搾された残りの油糧種子が食品として市場に出回らない限り、 粉碎および精油のための油糧種子には適用されない。 圧搾された残りの油糧種子が食品として市場に流通される場合、 第3条(1) ^k および (2) ^l を考慮して適用する。	2
Cd	EU	ケシの実	1.20	mg/kg	圧搾された残りの油糧種子が食品として市場に出回らない限り、 粉碎および精油のための油糧種子には適用されない。 圧搾された残りの油糧種子が食品として市場に流通される場合、 第3条(1) ^k および (2) ^l を考慮して適用する。	2

表 3 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
Cd	EU	穀物	0.10	mg/kg	大麦とライ麦、米、キヌア、小麦ふすま、小麦グルテン、デュラム小麦、小麦胚芽を除く。 穀物残留物が食品として市場に出さない限り、ビールまたは蒸留物の製造に使用される穀物には適用されない。 穀物残留物が食品として市場に出される場合、第 3 条 (1) ^k および (2) ^l を考慮して適用する。	2
Cd	EU	大麦とライ麦	0.050	mg/kg	穀物残留物が食品として市場に出さない限り、ビールまたは蒸留物の製造に使用される穀物には適用されない。 穀物残留物が食品として市場に出される場合、第 3 条 (1) ^k および (2) ^l を考慮して適用する。	2
Cd	EU	米、キヌア、小麦ふすま、小麦グルテン	0.15	mg/kg	穀物残留物が食品として市場に出さない限り、ビールまたは蒸留物の製造に使用される穀物には適用されない。 穀物残留物が食品として市場に出される場合、第 3 条 (1) ^k および (2) ^l を考慮して適用する。	2
Cd	EU	デュラム小麦 (Triticum durum)	0.18	mg/kg	穀物残留物が食品として市場に出さない限り、ビールまたは蒸留物の製造に使用される穀物には適用されない。 穀物残留物が食品として市場に出される場合、第 3 条 (1) ^k および (2) ^l を考慮して適用する。	2

表 3 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
Cd	EU	小麦胚芽	0.20	mg/kg	穀物残留物が食品として市場に出さない限り、ビールまたは蒸留物の製造に使用される穀物には適用されない。 穀物残留物が食品として市場に出される場合、第 3 条 (1) ^k および (2) ^l を考慮して適用する。	2
Cd	EU	牛、羊、豚、家禽の肉 ^m	0.050	mg/kg	内臓は除く。湿重量あたり。	2
Cd	EU	馬の肉 ^m	0.20	mg/kg	内臓は除く。湿重量あたり。	2
Cd	EU	牛、羊、豚、家禽、馬の肝臓 ^m	0.50	mg/kg	湿重量あたり。	2
Cd	EU	牛、羊、豚、家禽、馬の腎臓 ^m	1.0	mg/kg	湿重量あたり。	2
Cd	EU	魚の筋肉 ^m	0.050	mg/kg	サバ属、マグロ属、カツオ、スマ属、ルリボウズハゼ、ソウダガツオ属、カタクチイワシ属、メカジキ、ニシイワシを除く。 魚を丸ごと食べることが意図されている場合、基準は魚全体に適用される。湿重量あたり。 乾燥食品、希釈食品、加工食品、および/または複合食品の場合には、第 3 条(1) ^k および (2) ^l を適用する。	2
Cd	EU	次の魚の筋肉 ^m : サバ属 (Scomber 種)、マグロ [マグロ属 (Thunnus) 種、カツオ (<i>Katsuwonus pelamis</i>)、スマ属 (Euthynnus) 種]、ルリボウズハゼ (<i>Sicyopterus lagocephalus</i>)	0.10	mg/kg	魚を丸ごと食べることが意図されている場合、基準は魚全体に適用される。湿重量あたり。 乾燥食品、希釈食品、加工食品、および/または複合食品の場合には、第 3 条(1) ^k および (2) ^l を適用する。	2

表 3 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
Cd	EU	ソウダガツオ属種の筋肉 ^m	0.15	mg/kg	魚を丸ごと食べることが意図されている場合、基準は魚全体に適用される。湿重量あたり。 乾燥食品、希釈食品、加工食品、および/または複合食品の場合には、第3条(1) ^k および (2) ^l を適用させる。	2
Cd	EU	次の魚の筋肉 ^m : カタクチイワシ属 (Engraulis)、メカジキ (<i>Xiphias Gladius</i>)、ニシイワシ (<i>Sardina pilchardus</i>)	0.25	mg/kg	魚を丸ごと食べることが意図されている場合、基準は魚全体に適用される。湿重量あたり。 乾燥食品、希釈食品、加工食品、および/または複合食品の場合には、第3条(1) ^k および (2) ^l を適用する。	2
Cd	EU	甲殻類 ^m	0.50	mg/kg	附属肢および腹部の筋肉に適用する。つまり、甲殻類の頭胸部は除く。カニおよびカニに似た甲殻類(短尾下目および異尾下目)の場合、附属肢の筋肉にする。湿重量あたり。 乾燥食品、希釈食品、加工食品、および/または複合食品の場合には、第3条(1) ^k および (2) ^l を適用する。	2
Cd	EU	二枚貝 ^m	1.0	mg/kg	ヨーロッパホタテ (<i>Pecten maximus</i>) の場合、最大レベルは内臓筋と生殖腺にのみ適用する。湿重量あたり。 乾燥食品、希釈食品、加工食品、および/または複合食品の場合には、第3条(1) ^k および (2) ^l を適用する。	2
Cd	EU	頭足類 ^m	1.0	mg/kg	内臓を除く。湿重量あたり。 乾燥食品、希釈食品、加工食品、および/または複合食品の場合には、第3条(1) ^k および (2) ^l を適用する。	2

表 3 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
Cd	EU	総乾燥力カオ固形分が 30 % 未満の ミルクチョコレート	0.10	mg/kg		2
Cd	EU	総乾燥力カオ固形分が 30 % 以上か つ 50% 未満のチョコレート	0.30	mg/kg		2
Cd	EU	総乾燥力カオ固形分が 50 % 以上の チョコレート	0.80	mg/kg		2
Cd	EU	ココアパウダー	0.60	mg/kg	最終消費者向けに市場で販売されるもの、または加糖ココアパウ ダーの材料として、あるいは最終消費者向けに市販される粉末チ ョコレート（飲用チョコレート）をいう。	2
Cd	EU	食塩	0.50	mg/kg		2
Cd	EU	乳児用ミルク、フォローアップミル ク、乳児および幼児向けの特別医療用 食品、および幼児用ミルク	0.010	mg/kg	粉末として市販され、牛乳タンパク質または牛乳タンパク質加水 分解物から製造されたものに限る。	2
Cd	EU	乳児用ミルク、フォローアップミル ク、乳児および幼児向けの特別医療用 食品、および幼児用ミルク	0.005	mg/kg	液体として市販され、牛乳タンパク質または牛乳タンパク質加水 分解物から製造されるものに限る。	2
Cd	EU	乳児用ミルク、フォローアップミル ク、乳児および幼児向けの特別医療用 食品、および幼児用ミルク	0.020	mg/kg	粉末として市場に出され、分離された大豆タンパク質から単独ま たは牛乳タンパク質と混合して製造されたものに限る。	2

表 3 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
Cd	EU	乳児用ミルク、フォローアップミルク、乳児および幼児向け特別医療用食品、および幼児用ミルク	0.010	mg/kg	液体として市場に出され、分離された大豆タンパク質から単独または牛乳タンパク質と混合して製造されたものに限る。	2
Cd	EU	幼児用ミルク	0.020	mg/kg	粉末として市場に出され、大豆タンパク質分離物以外の植物タンパク質分離物から、単独または牛乳タンパク質との混合物として製造されるものに限る。	2
Cd	EU	幼児用ミルク	0.010	mg/kg	液体として市場に出され、大豆タンパク質分離物以外の植物タンパク質分離物から、単独または牛乳タンパク質との混合物として製造されるものに限る。	2
Cd	EU	乳児および幼児用の飲料	0.020	mg/kg	幼児および幼児向けの飲料としてラベルされて市販されているものをいう。液体として市販されているか、メーカーの指示に従って再構成されるものに限る。フルーツジュースも含み、乳児用ミルクおよび幼児用ミルク製品を除く。すぐに使用できる製品に適用する。	2
Cd	EU	離乳食および乳児・幼児向けのシリアル加工食品 (3)	0.040	mg/kg	市販される製品に適用する。	2
Cd	EU	栄養補助食品	1.0	mg/kg	乾燥海藻、海藻由来製品、または乾燥二枚貝 ^m 由来の製品が少なくとも 80% 含まれるものを除く。	2
Cd	EU	栄養補助食品	3.0	mg/kg	乾燥海藻、海藻由来製品、または乾燥二枚貝(2)由来の製品が少なくとも 80% 含まれるものに限る。	2

表3 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
Cd	FSANZ	アマランサス、穀物	0.1	mg/kg		12
Cd	FSANZ	白菜	0.1	mg/kg		12
Cd	FSANZ	チョコレート及びココア製品	0.5	mg/kg		12
Cd	FSANZ	牛、羊、豚の腎臓	2.5	mg/kg		12
Cd	FSANZ	葉菜類	0.1	mg/kg	Schedule22 に規定	12
Cd	FSANZ	牛、羊、豚の肝臓	1.25	mg/kg		12
Cd	FSANZ	牛、羊、豚の筋肉	0.05	mg/kg	内臓を除く。	12
Cd	FSANZ	軟体動物	2	mg/kg	ドレヅジ/ブラフオイスターおよびクイーンホタテ貝を除く。	12
Cd	FSANZ	ビーナッツ	0.5	mg/kg		12
Cd	FSANZ	米	0.1	mg/kg		12
Cd	FSANZ	根菜類および塊茎野菜	0.1	mg/kg	Schedule22 に規定	12
Cd	FSANZ	食塩	0.5	mg/kg		12
Cd	FSANZ	小麦	0.1	mg/kg		12
Cd	中国	穀類	0.1	mg/kg	脱穀米を除く。脱穀米は玄米で測定する。	13
Cd	中国	穀類製粉加工品	0.1	mg/kg	玄米、米（粉）を除く。	13
Cd	中国	もみ、玄米、米（粉）	0.2	mg/kg	脱穀米は玄米で測定する。	13
Cd	中国	生鮮野菜	0.05	mg/kg	葉菜類、豆類、塊根及び塊茎野菜、茎菜類、ウコンカンゾウを除く。	13
Cd	中国	葉菜類	0.2	mg/kg		13

表3 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
Cd	中国	豆類、塊根及び塊茎野菜、茎菜	0.1	mg/kg	セロリを除く。	13
Cd	中国	セロリ、ウコンカンゾウ	0.2	mg/kg		13
Cd	中国	生鮮果実	0.05	mg/kg		13
Cd	中国	キノコ及びキノコ製品	0.2	mg/kg	シイタケ、アミガサタケ、シシタケ、アイタケ、アンズタケ、ナラタケ、マツタケ、ポルチーニ茸、シロアリタケ、チチタケ、トリュフ、ヒメマツタケ、きくらげ、シロキクラゲ及び以上のキノコの製品を除く。	13
Cd	中国	シイタケ及びシイタケ製品	0.5	mg/kg		13
Cd	中国	アミガサタケ、シシタケ、アイタケ、アンズタケ、ナラタケ及びそれらのキノコ製品	0.6	mg/kg		13
Cd	中国	マツタケ、ポルチーニ茸、シロアリタケ、チチタケ及びそれらのキノコ製品	1.0	mg/kg		13
Cd	中国	トリュフ、ヒメマツタケ及びそれらのキノコ製品	2.0	mg/kg		13
Cd	中国	きくらげ及びきくらげ製品、シロキクラゲ及びシロキクラゲ製品	0.5	mg/kg	乾燥重量あたり。	13
Cd	中国	豆類	0.2	mg/kg		13
Cd	中国	落花生	0.5	mg/kg		13

表 3 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
Cd	中国	肉及び肉製品	0.1	mg/kg	家畜及び家禽の内臓及びその製品を除く。	13
Cd	中国	家畜及び家禽の肝臓及びその製品	0.5	mg/kg		13
Cd	中国	家畜及び家禽の腎臓及びその製品	1.0	mg/kg		13
Cd	中国	魚	0.1	mg/kg		13
Cd	中国	甲殻類	0.5	mg/kg	海蟹、シャコを除く。	13
Cd	中国	海蟹、シャコ	3.0	mg/kg		13
Cd	中国	二枚貝類、腹足類、頭足類、棘皮類	2.0	mg/kg	内臓は除く。	13
Cd	中国	魚の缶詰	0.2	mg/kg		13
Cd	中国	その他魚の製品	0.1	mg/kg		13
Cd	中国	卵及び卵製品	0.05	mg/kg		13
Cd	中国	食塩	0.5	mg/kg		13
Cd	中国	魚由来調味料	0.1	mg/kg		13
Cd	中国	容器入り飲用水	0.005	mg/L	ミネラルウォーターを除く。	13
Cd	中国	ミネラルウォーター	0.003	mg/L		13
Cd	中国	乳幼児穀類補助食品	0.06	mg/kg		13
Cd	香港	球根野菜	0.05	mg/kg		14
Cd	香港	あぶらな科葉菜類	0.05	mg/kg	非結球あぶらな科葉菜類を除く。	14
Cd	香港	果菜類、ウリ科	0.05	mg/kg		14
Cd	香港	果菜類（ウリ類、トマトを除く）	0.05	mg/kg		14

表 3 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
Cd	香港	葉菜類	0.2	mg/kg	非結球あぶらな科葉菜類も含む。	14
Cd	香港	豆類（未成熟）	0.1	mg/kg		14
Cd	香港	豆類（種実）	0.1	mg/kg		14
Cd	香港	根菜類と塊茎野菜	0.1	mg/kg		14
Cd	香港	茎菜類	0.1	mg/kg		14
Cd	香港	特に指定のない野菜	0.1	mg/kg		14
Cd	香港	穀物	0.1	mg/kg	そば、カニワ、キヌア、小麦、米を除く。	14
Cd	香港	小麦	0.2	mg/kg		14
Cd	香港	玄米	0.2	mg/kg		14
Cd	香港	精米	0.2	mg/kg		14
Cd	香港	牛、豚、ヤギ、羊の肉	0.05	mg/kg	骨（ある場合）を除去した後の可食部分と肉の脂肪に適用する。	14
Cd	香港	牛、豚、ヤギ、羊の肝臓	0.5	mg/kg		14
Cd	香港	牛、豚、ヤギ、羊の腎臓	1	mg/kg		14
Cd	香港	家禽の肉	0.05	mg/kg		14
Cd	香港	家禽の肝臓	0.5	mg/kg		14
Cd	香港	家禽の腎臓	1	mg/kg		14
Cd	香港	魚	0.1	mg/kg	消化器官を除去した後の可食部分に適用する。	14
Cd	香港	甲殻類	2	mg/kg	カニ：殻とえらを除いた全体（生殖腺、肝臓、その他の消化器官を含む）に適用する。	14

表 3 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
Cd	香港	二枚貝	2	mg/kg	ホタテ貝：殻と内臓を除いた後の可食部に適用する。	14
Cd	香港	頭足類	2	mg/kg	頭足類：殻と内臓を取り除いた後の可食部に適用する。	14
Cd	香港	腹足類	2	mg/kg	殻（ある場合）および内臓を取り除いた後の可食部に適用する。	14
Cd	香港	食塩	0.5	mg/kg		14
Cd	香港	ボトル詰めあるいはパックされた飲料水	0.003	mg/kg	ナチュラルミネラルウォーターは除く。	14
Cd	香港	ナチュラルミネラルウォーター	0.003	mg/kg		14
Cd	台湾	米	0.4	mg/kg		15
Cd	台湾	小麦粒	0.2	mg/kg		15
Cd	台湾	直食用小麦ふすま・小麦胚芽	0.2	mg/kg	湿重量当たり。	15
Cd	台湾	その他穀類	0.1	mg/kg	湿重量当たり。	15
Cd	台湾	葉菜類	0.2	mg/kg	非結球あぶらな科葉菜類も含む。湿重量当たり	15
Cd	台湾	あぶらな科葉菜類	0.05	mg/kg	結球キャベツ、コールラビ、カリフラワー、ブロッコリー、芽キャベツ（「ボタン」のみ）も含む。非結球あぶらな科葉菜類を除く。湿重量当たり。	15
Cd	台湾	根菜類と塊茎野菜	0.1	mg/kg	地上部と付着した土壌を除去した後の全体に適用される。ジャガイモは皮を剥く。セロリアックとパースニップは除く。湿重量当たり	15
Cd	台湾	セルリアックとパースニップ	0.2	mg/kg	湿重量当たり。	15

表 3 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
Cd	台湾	茎菜類	0.1	mg/kg	ルバーブは葉の茎のみに適用され、グローブ アーティチョークは頭花のみに適用される。セロリとアスパラガスは付着した土を取り除く。湿重量当たり。	15
Cd	台湾	鱗茎野菜	0.05	mg/kg	乾燥たまねぎとにんにくを含む。根・付着した土および簡単に剥がせる薄皮を取り除く。湿重量当たり。	15
Cd	台湾	果菜類	0.05	mg/kg	茎を除いた全体に適用する。スイートコーンと生トウモロコシは外皮を除く。湿重量当たり。	15
Cd	台湾	豆類（未成熟）	0.1	mg/kg	食用のさやも含む。湿重量当たり	15
Cd	台湾	豆類（種実）	0.1	mg/kg	乾燥種子のみを目的として収穫される食用作物を含む。大豆を除く。湿重量当たり。	15
Cd	台湾	大豆とピーナッツ	0.2	mg/kg	湿重量当たり。	15
Cd	台湾	その他列挙されていない野菜や果実	0.05	mg/kg	核、茎、ヘタ、種子など食用でない部分を取り除いたもの。湿重量当たり。	15
Cd	台湾	ハーブ類およびスパイス類	0.2	mg/kg	湿重量当たり。	15
Cd	台湾	海藻	1.0	mg/kg	湿重量当たり。	15
Cd	台湾	きのこ類	2	mg/kg		15
Cd	台湾	さば（Scomber 属）、まぐろ類（Thunnus 属、Euthynnus 属、かつお）、ルリボウズハゼ（ <i>Sicyopterus lagocephalus</i> ）	0.1	mg/kg	湿重量当たり	15

表 3 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
Cd	台湾	カタクチイワシ（カタクチイワシ属）、メカジキ（ <i>Xiphias Gladius</i> ）、ニシイワシ（ <i>Sardina pilchardus</i> ）	0.25	mg/kg	湿重量当たり	15
Cd	台湾	その他の魚	0.05	mg/kg	湿重量当たり	15
Cd	台湾	二枚貝（殻を除く）および頭足類（内臓を除く）	1	mg/kg	湿重量当たり	15
Cd	台湾	甲殻類の可食筋肉	0.5	mg/kg	附属肢の筋肉を含む。湿重量当たり	15
Cd	台湾	その他の水産動物	0.3	mg/kg	湿重量当たり。例えばウニ、ナマコ。	15
Cd	台湾	牛、羊、豚、家禽の肉	0.050	mg/kg		15
Cd	台湾	馬の肉	0.20	mg/kg		15
Cd	台湾	牛、羊、豚、家禽、馬の肝臓	0.50	mg/kg		15
Cd	台湾	牛、羊、豚、家禽、馬の腎臓	1.0	mg/kg		15
Cd	台湾	ボトル詰め飲料水およびパック詰め飲料水	0.003	mg/kg		15
Cd	台湾	乳児 ^f 用ミルク ⁿ 、フォローアップミルク ^o 、乳児および幼児 ^f 向けの特別医療用食品、および幼児用ミルク	0.005	mg/kg	牛乳タンパク質または牛乳タンパク質加水分解物から製造され、液体として市販されるものに限る。	15
Cd	台湾	乳児 ^f 用ミルク ⁿ 、フォローアップミルク ^o 、乳児および幼児 ^f 向けの特別医療用食品、および幼児用ミルク	0.010	mg/kg	牛乳タンパク質または牛乳タンパク質加水分解物から製造され、粉体として市販されるものに限る。	15

表 3 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
Cd	香港	乳児用ミルク ^l 、フォローアップミルク ^o 、乳児および幼児向けの特別医療用食品、および幼児用ミルク ^f	0.010	mg/kg	大豆タンパク質分離物を単独で、または牛乳タンパク質と混合して製造され、液体として市販されるものに限る。	15
Cd	香港	乳児用ミルク ^l 、フォローアップミルク ^o 、乳児および幼児向けの特別医療用食品、および幼児用ミルク ^f	0.020	mg/kg	大豆タンパク質分離物を単独で、または牛乳タンパク質と混合して製造され、粉体として市販されるものに限る。	15
Cd	香港	乳児および幼児向けの穀類ベースの食品 ^p および離乳食 ^q	0.040	mg/kg	乳児および幼児向けの穀類ベースの食品、乳ベースの飲料および類似の製品は除外する。	15
Cd	香港	食塩 ^r	0.2	mg/kg		15
Cd	韓国	穀類（玄米を除く）	0.1	mg/kg	小麦、米は 0.2mg/kg 以下	16
Cd	韓国	いも類	0.1	mg/kg		16
Cd	韓国	豆類	0.1	mg/kg	大豆は 0.2mg/kg 以下	16
Cd	韓国	ナッツ種実類-ピーナッツまたはナッツ	0.3	mg/kg		16
Cd	韓国	ナッツ種実類-維持種実類	0.2	mg/kg	ゴマに限る。	16
Cd	韓国	果実	0.05	mg/kg		16
Cd	韓国	葉菜類	0.2	mg/kg	非結球あぶらな科葉菜類も含む。	16
Cd	韓国	葉菜類	0.05	mg/kg		16
Cd	韓国	根菜類	0.1	mg/kg	玉ねぎは 0.05 mg/kg 以下、高麗人参、野生高麗人参は 0.2 mg/kg 以下	16

表 3 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
Cd	韓国	果菜類	0.05	mg/kg	唐辛子、カボチャは 0.1 mg/kg 以下	16
Cd	韓国	きのこ類	0.3	mg/kg		16
Cd	韓国	豚の肝臓	0.5	mg/kg		16
Cd	韓国	豚の筋肉	0.05	mg/kg		16
Cd	韓国	豚の腎臓	1	mg/kg		16
Cd	韓国	牛の肝臓	0.5	mg/kg		16
Cd	韓国	牛の筋肉	0.05	mg/kg		16
Cd	韓国	牛の腎臓	1	mg/kg		16
Cd	韓国	魚	0.1	mg/kg	淡水・回遊魚に限る。	16
Cd	韓国	魚	0.2	mg/kg	海洋魚に限る。	16
Cd	韓国	軟体動物	2	mg/kg	ただし、イカは 1.5 mg/kg 以下、内臓を含むタコは 3.0 mg/kg 以下	16
Cd	韓国	甲殻類	1	mg/kg	ただし、内臓を含む蟹は 5.0 mg/kg 以下	16
Cd	韓国	食用昆虫	0.1	mg/kg	乾燥重量あたり。	16
Cd	シンガポール	ナチュラルミネラルウォーター	0.003	mg/kg		17
Cd	シンガポール	軟体動物及び乾燥きのこ類	1	mg/kg		17
Cd	シンガポール	海藻	2	mg/kg		17
Cd	シンガポール	ココア、ココア製品、食塩	0.5	mg/kg		17
Cd	シンガポール	その他の食品	0.2	mg/kg		17

表 4 食品中に含まれる水銀（メチル水銀・無機水銀も含む）濃度の基準値

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
総水銀	Codex	ナチュラルミネラルウォーター	0.001	mg/L	関連する Codex 商品規格は CXS 108-1981 です。	1
総水銀	Codex	食塩	0.1	mg/kg	関連する Codex 商品規格は CXS 150-1985 です。	1
メチル水銀	Codex	キンメダイ	1.5 ^s	mg/kg	生または冷凍の全体（通常は消化管を除去した後）に適用する。 さらなる加工を目的とした生鮮魚または冷凍魚にも適用する。	1
メチル水銀	Codex	カジキ	1.7 ^u	mg/kg	生または冷凍の全体（通常は消化管を除去した後）に適用する。 さらなる加工を目的とした生鮮魚または冷凍魚にも適用する。	1
メチル水銀	Codex	オレンジラフィー	0.8 ^u	mg/kg	生または冷凍の全体（通常は消化管を除去した後）に適用する。 さらなる加工を目的とした生鮮魚または冷凍魚にも適用する。	1
メチル水銀	Codex	ピンクカスクウナギ	1 ^u	mg/kg	生または冷凍の全体（通常は消化管を除去した後）に適用する。 さらなる加工を目的とした生鮮魚または冷凍魚にも適用する。	1
メチル水銀	Codex	サメ	1.6 ^u	mg/kg	生または冷凍の全体（通常は消化管を除去した後）に適用する。 さらなる加工を目的とした生鮮魚または冷凍魚にも適用する。	1
メチル水銀	Codex	マグロ	1.2 ^u	mg/kg	生または冷凍の全体（通常は消化管を除去した後）に適用する。 さらなる加工を目的とした生鮮魚または冷凍魚にも適用する。	
総水銀	EU	甲殻類、軟体動物および魚の筋肉（以下の 2 行にリストされている種を除く）	0.50	mg/kg	湿重量あたり。 魚を丸ごと食べることが意図されている場合：魚全体に適用する； 甲殻類：附属肢および腹部の筋肉に適用する。つまり、甲殻類の頭胸部は除外する；カニおよびカニのような甲殻類（短尾下目および異尾下目）：附属肢の筋肉に適用する；ヨーロッパホタテ：内転筋と生殖腺にのみ適用する；乾燥食品、希釈食品、加工食品、および/または複合食品：第 3 条(1) ^k および(2) ^l を適用する。	2

表 4 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
総水銀	EU	備考欄の魚の筋肉	1.0	mg/kg	<i>Pagellus acarne</i>、クロタチモドキ (<i>Aphanopus carbo</i>)、スペインダイ (<i>Pagellus bogaraveo</i>)、タイセイヨウハガツオ (<i>Sarda sarda</i>)、ニシキダイ (<i>Pagellus erythrinus</i>)、アブラソコムツ (<i>Lepidocybium flavobrunneum</i>)、オヒョウ属 (<i>Hippoglossus</i>)、キングクリップ (<i>Genypterus capensis</i>)、カジキ(クロカジキ属)、メグリム (<i>Lepidorhombus</i> 属)、バラムツ (<i>Ruvettus pretiosus</i>)、オレンジラフィー (<i>Hoplostethus atlanticus</i>)、ピンクカスクウナギ (<i>Genypterus blacodes</i>)、パイク (カワカマス属)、プレーンカツオ (<i>Orcynopsis unicolor</i>)、プアーコッド (<i>Trisopterus</i> 属)、アカボラ (<i>Mullus barbatus barbatus</i>)、ラウンドノーズグレネーダー (<i>Coryphaenoides rupestris</i>)、バショウカジキ (バショウカジキ属)、オビレタチ (<i>Lepidopus caudatus</i>)、クロタチカマス (<i>Gempylus serpens</i>)、チョウザメ (チョウザメ属)、サーマレット (<i>Mullus surmuletus</i>)、マグロ (マグロ属、スマ属、カツオ)、サメ (全種)、メカジキ (<i>Xiphias gladius</i>) 湿重量あたり。 魚を丸ごと食べることが意図されている場合、魚全体に適用する。乾燥食品、希釈食品、加工食品、および/または複合食品の場合には、第3条(1)^kおよび(2)^kを適用する。	2

表 4 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
総水銀	EU	頭足類、海洋腹足類、備考欄の魚の筋肉	0.30	mg/kg	カタクチイワシ（カタクチイワシ属）、スケトウダラ（<i>Theragra chalcogramma</i>）、タイセイヨウダラ（<i>Gadus morhua</i>）、タイセイヨウニシン（<i>Clupea harengus</i>）、バサ（<i>Pangasius bocourti</i>）、コイ（コイ科）、ニシマガレイ（<i>Limanda limanda</i>）、サバ（サバ属）、ヨーロッパヌマガレイ（<i>Platichthys flesus</i>）、プレイス（<i>Pleuronectes platesa</i>）、ヨーロッパアンスプラット（<i>Sprattus sprattus</i>）、メコンオオナマズ（<i>Pangasianodon gigas</i>）、スボラック（<i>Pollachius pollachius</i>）、シロイトダラ（<i>Pollachius virens</i>）、サケ・マス [ブラウントラウト（<i>Salmo trutta</i>）を除くタイセイヨウサケ属およびサケ属]、イワシまたはマイワシ（ギンイワシ属、サルディナ属、サツパ属およびマイワシ属）、ヨーロッパソール（<i>Solea solea</i>）、カイヤン（<i>Pangasianodon hypophthalmus</i>）、ホワイティング（<i>Merlangius merlangus</i>） 湿重量あたり。 魚を丸ごと食べることが意図されている場合、魚全体に適用する。 頭足類：内臓を除く。 乾燥食品、希釈食品、加工食品、および/または複合食品の場合には、第3条(1)^kおよび(2)^lを適用する。	2

表 4 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
総水銀	EU	栄養補助食品	0.10	mg/kg		2
総水銀	EU	食塩	0.10	mg/kg		2
メチル水銀	US FDA	魚、貝類、甲殻類、その他の水生動物 - 生鮮、冷凍、加工品	1	mg/kg	可食部のみ。 CFSAN/*コンプライアンス*/執行部門に法的措置を推奨するための基準 (HFS-605)。	6
総水銀	カナダ	すべての小売魚の食用部分	0.5	mg/kg	アブラソコムツ、オレンジラフィー、カジキ、生鮮および冷凍マグロ、サメ、メカジキを除く。	10
総水銀	カナダ	アブラソコムツ、オレンジラフィー、 カジキ、生鮮および冷凍マグロ、サメ、 メカジキの可食部分	1	mg/kg		10
総水銀	FSANZ	食塩	0.1	mg/kg		12
総水銀	FSANZ	カマス、カジキ（マカジキを含む）、ミ ナミマグロ、ミナミアカメ、リング、 オレンジラフィー、エイ、およびあら ゆる種類のサメ。	(a) 1.5 (b) – (c) 1.0		(a) 以下の両方が満たされる。 (i) 10 以上の検体が利用可能である。 (ii) 水銀濃度が 1.0 mg/kg を超える検体がある場合 (b) 5 つの検体が利用可能である： (c) サブセクション S19-7(2) ^t に従った際に、十分な検体が無い場合。 平均レベルが次の基準を以下であること (a) 1.0 mg/kg (b) 1.0 mg/kg (c) 設定なし	12

表 4 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
メチル水銀	中国	水産動物及びその製品	0.5 ^u	mg/kg	肉食性魚類及び肉食性魚類製品を除く。	13
メチル水銀	中国	肉食性魚類及びその製品	1.0 ^w	mg/kg	マグロ、キンメダイ、カジキ、サメ及び以上の魚類製品を除く。	13
メチル水銀	中国	マグロ及びマグロ製品	1.2 ^w	mg/kg		13
メチル水銀	中国	キンメダイ及びキンメダイ製品	1.5 ^w	mg/kg		13
メチル水銀	中国	カジキ及びカジキ製品	1.7 ^w	mg/kg		13
メチル水銀	中国	サメ及びサメ製品	1.6 ^w	mg/kg		13
総水銀	中国	脱穀米、玄米、米（粉）、トウモロコシ、コーンフラワー、コーンミール（コーングリッツ）、小麦、小麦粉	0.02	mg/kg	脱穀米は玄米で測定する。	13
総水銀	中国	生鮮野菜	0.01	mg/kg		13
メチル水銀	中国	きのこと類及びきのこと類製品	0.1 ^w	mg/kg	きくらげ及びきくらげ製品、シロキクラゲ及びシロキクラゲ製品を除く。	13
メチル水銀	中国	きくらげ及びきくらげ製品、シロキクラゲ及びシロキクラゲ製品	0.1 ^w	mg/kg	乾燥重量あたり。	13
総水銀	中国	肉類	0.05	mg/kg		13
総水銀	中国	生乳、パスチャライズ牛乳、殺菌乳、調製乳、発酵乳	0.01	mg/kg		13
総水銀	中国	新鮮な卵	0.05	mg/kg		13
総水銀	中国	食塩	0.1	mg/kg		13
総水銀	中国	ミネラルウォーター	0.001	mg/kg		13

表 4 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
総水銀	中国	乳幼児用缶詰補助食品	0.02	mg/kg		13
メチル水銀	香港	魚	0.5	mg/kg		14
総水銀	香港	食用きのこ類以外の野菜	0.01	mg/kg		14
総水銀	香港	食用きのこ類	0.1	mg/kg		14
総水銀	香港	米、玄米、白米、トウモロコシ、トウモロコシ粉、小麦、小麦粉	0.02	mg/kg		14
総水銀	香港	動物の肉	0.05	mg/kg		14
総水銀	香港	動物の食用内臓	0.05	mg/kg		14
総水銀	香港	家禽の肉	0.05	mg/kg		14
総水銀	香港	家禽の食用内臓	0.05	mg/kg		14
総水銀	香港	家禽の卵	0.05	mg/kg		14
総水銀	香港	魚以外の水産動物	0.5	mg/kg	カニ：殻とえらを除いた全体（生殖腺、肝臓、その他の消化器官を含む）に適用する。 頭足類：殻と内臓を取り除いた後の可食部に適用する。 ホタテ貝：殻と内臓を除いた後の可食部に適用する。 ナマコ：内臓を除いた全体に適用する。	14
総水銀	香港	牛乳	0.01	mg/kg		14
総水銀	香港	二次乳製品	0.01	mg/kg	すぐに飲める、またはすぐに飲めるように戻された製品に適用する。	14
総水銀	香港	食塩	0.1	mg/kg		14

表 4 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
総水銀	香港	ナチュラルミネラルウォーター	0.001	mg/kg		14
無機水銀	香港	ボトル詰めあるいはパックされた飲料水	0.006	mg/kg	ナチュラルミネラルウォーターは除く。	14
総水銀	台湾	米	0.05	mg/kg		15
総水銀	台湾	海藻	0.5	mg/kg	湿重量当たり。	15
総水銀	台湾	食用油脂	0.05	mg/kg	海産物由来の油を除く。	15
総水銀	台湾	海産物由来の油	0.1	mg/kg		15
メチル水銀	台湾	サメ、カジキ、マグロ、およびバラムツ	2	mg/kg	湿重量当たり。	15
メチル水銀	台湾	タラ、カツオ、タイ、ナマズ、アンコウ、ヒラメ/カレイ、ボラ、アカエイ、タチウオ、クロアジモドキ、チョウザメ、クロホシマンジュウダイ、ウナギ、カマス	1	mg/kg	湿重量当たり。	15
メチル水銀	台湾	その他の魚	0.5	mg/kg	湿重量当たり	15
メチル水銀	台湾	二枚貝（殻を除く）、頭足類（器官を除く）	0.5	mg/kg	湿重量当たり	15
メチル水銀	台湾	甲殻類の可食筋肉	0.5	mg/kg	附属肢の筋肉を含む。湿重量当たり	15
メチル水銀	台湾	その他水産動物	0.5	mg/kg	湿重量当たり	15

表 4 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
総水銀	台湾	ボトル詰め飲料水およびパック詰め飲料水	0.001	mg/kg		15
総水銀	台湾	食塩	0.1	mg/kg		15
総水銀	台湾	食用氷ブロック	0.001	mg/kg		15
総水銀	韓国	魚類	0.5	mg/kg	次の魚類は除く：クサウオ（アカウオを含む。沿岸のものを除く）、キンメダイ、ヤツメザメ、マダラザメ、顎ザメ、アオザメ、アオザメ、シュモクザメ、ギンザメ、ヨシキリザメ、ツマグロ、ホタテナマズ、クロナマズ（アカナマズ）、クロオレオフィッシュ (<i>Allocyttus niger</i>)、ミナミムーンフィッシュ (<i>Pseudocyttus maculatus</i>)、オレンジラフィッシュ (<i>Hoplostethus atlanticus</i>)、アカカレイ、ヌタウナギ（沿岸のものを除く）、クロホシフエダイ（銀フエダイ）、アイナメ、クロダラ（ニュージーランド産の群れに限る）、クロダラ、マグロ、バショウカジキ、カジキ、グリーンカジキ、シロカジキ、メカジキ、クロカジキ、ブルーカジキ。	魚類
総水銀	韓国	軟体動物	0.5	mg/kg		16
総水銀	韓国	冷凍食用魚の頭	0.5	mg/kg	次の魚類は除く：クサウオ（アカウオを含む。沿岸のものを除く）、キンメダイ、ヤツメザメ、マダラザメ、顎ザメ、アオザメ、アオザメ、シュモクザメ、ギンザメ、ヨシキリザメ、ツマグロ、ホタテナマズ、クロナマズ（アカナマズ）、クロオレオフィッシュ (<i>Allocyttus niger</i>)、ミナミムーンフィッシュ (<i>Pseudocyttus maculatus</i>)、オレンジラフィッシュ (<i>Hoplostethus atlanticus</i>)、アカカレイ、ヌタウナギ（沿岸のものを除く）、クロホシフエダイ（銀フエダイ）、アイナメ、クロダラ（ニュージーランド産の群れに限る）、クロダラ、マグロ、バショウカジキ、カジキ、グリーンカジキ、シロカジキ、メカジキ、クロカジキ、ブルーカジキ。	16

表 4 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
総水銀	韓国	冷凍食用魚類内蔵	0.5	mg/kg	次の魚類は除く：クサウオ（アカウオを含む。沿岸のものを除く）、キンメダイ、ヤツメザメ、マダラザメ、顎ザメ、アオザメ、アオザメ、シュモクザメ、ギンザメ、ヨシキリザメ、ツマグロ、ホタテナマズ、クロナマズ（アカナマズ）、クロオレオフィッシュ (<i>Allocyttus niger</i>)、ミナミムーンフィッシュ (<i>Pseudocyttus maculatus</i>)、オレンジラフィッシュ (<i>Hoplostethus atlanticus</i>)、アカカレイ、ヌタウナギ（沿岸のものを除く）、クロホシフエダイ（銀フエダイ）、アイナメ、クロダラ（ニュージーランド産の群れに限る）、クロダラ、マグロ、バショウカジキ、カジキ、グリーンカジキ、シロカジキ、メカジキ、クロカジキ、ブルーカジキ。	16
メチル水銀	韓国	魚類	1.0	mg/kg	次の魚類に限る：クサウオ（アカウオを含む。沿岸のものを除く）、キンメダイ、ヤツメザメ、マダラザメ、顎ザメ、アオザメ、アオザメ、シュモクザメ、ギンザメ、ヨシキリザメ、ツマグロ、ホタテナマズ、クロナマズ（アカナマズ）、クロオレオフィッシュ (<i>Allocyttus niger</i>)、ミナミムーンフィッシュ (<i>Pseudocyttus maculatus</i>)、オレンジラフィッシュ (<i>Hoplostethus atlanticus</i>)、アカカレイ、ヌタウナギ（沿岸のものを除く）、クロホシフエダイ（銀フエダイ）、アイナメ、クロダラ（ニュージーランド産の群れに限る）、クロダラ、マグロ、バショウカジキ、カジキ、グリーンカジキ、シロカジキ、メカジキ、クロカジキ、ブルーカジキ。	16
メチル水銀	韓国	冷凍食用魚の頭	1.0	mg/kg	次の魚類に限る：クサウオ（アカウオを含む。沿岸のものを除く）、キンメダイ、ヤツメザメ、マダラザメ、顎ザメ、アオザメ、アオザメ、シュモクザメ、ギンザメ、ヨシキリザメ、ツマグロ、ホタテナマズ、クロナマズ（アカナマズ）、クロオレオフィッシュ (<i>Allocyttus niger</i>)、ミナミムーンフィッシュ (<i>Pseudocyttus maculatus</i>)、オレンジラフィッシュ (<i>Hoplostethus atlanticus</i>)、アカカレイ、ヌタウナギ（沿岸のものを除く）、クロホシフエダイ（銀フエダイ）、アイナメ、クロダラ（ニュージーランド産の群れに限る）、クロダラ、マグロ、バショウカジキ、カジキ、グリーンカジキ、シロカジキ、メカジキ、クロカジキ、ブルーカジキ。	16

表 4 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
メチル水銀	韓国	冷凍食用魚類内蔵	1.0	mg/kg	次の魚類に限る：クサウオ（アカウオを含む。沿岸のものを除く）、キンメダイ、ヤツメザメ、マダラザメ、顎ザメ、アオザメ、アオザメ、シュモクザメ、ギンザメ、ヨシキリザメ、ツマグロ、ホタテナマズ、クロナマズ（アカナマズ）、クロオレオフィッシュ（ <i>Allocyttus niger</i> ）、ミナミムーンフィッシュ（ <i>Pseudocyttus maculatus</i> ）、オレンジラフィッシュ（ <i>Hoplostethus atlanticus</i> ）、アカカレイ、ヌタウナギ（沿岸のものを除く）、クロホシフエダイ（銀フエダイ）、アイナメ、クロダラ（ニュージーランド産の群れに限る）、クロダラ、マグロ、バショウカジキ、カジキ、グリーンカジキ、シロカジキ、メカジキ、クロカジキ、ブルーカジキ。	16
総水銀	シンガポール	ナチュラルミネラルウォーター	0.001	mg/kg		17
総水銀	シンガポール	<i>Spirulina platensis</i> から抽出されたスピルリナ抽出物またはシアノバクテリア フィコシアニン	1	mg/kg		17
総水銀	シンガポール	捕食性の魚	1	mg/kg		17
総水銀	シンガポール	その他の魚および魚製品	0.5	mg/kg		17
総水銀	シンガポール	食塩	0.1	mg/kg		17
総水銀	シンガポール	その他の食品	0.05	mg/kg		17

表 5 食品中に含まれる鉛濃度の基準値

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	Codex	ベリーやその他の小さな果実	0.1	mg/kg	クランベリー、スグリ、エルダーベリーを除く。 傘と茎を取り外した後の商品全体。	1
鉛	Codex	クランベリー	0.2	mg/kg	傘と茎を取り外した後の商品全体。	1
鉛	Codex	スグリ	0.2	mg/kg	茎のある果実。	1
鉛	Codex	エルダーベリー	0.2	mg/kg	傘と茎を取り外した後の商品全体。	1
鉛	Codex	果実	0.1	mg/kg	クランベリー、スグリ、エルダーベリーを除く。 商品全体。 ベリーおよびその他の小さな果実：傘と茎を取り除いた商品全体。 ナシ果実：茎を取り外したそのままの商品。 核果、ナツメヤシ、オリーブ：茎と核を除いた全体で測定するが、 評価は茎を除いた全体として計算および表示する。 パイナップル：クラウンを除去した後の全体。 アボカド、マンゴー、および硬い種を含む同様の果実：核を除去した後の全体を測定するが、評価は果実全体で計算する。	1
鉛	Codex	あぶらな科葉菜類	0.1	mg/kg	ケールやあぶらな科葉菜類を除く。 結球キャベツとコールラビ：明らかに腐った葉や枯れた葉を取り除いた、市販されているままの全体。 カリフラワーとブロッコリー：頭花（未熟な花序のみ）。 芽キャベツ：「ボタン」のみ。	1

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	Codex	鱗茎野菜	0.1	mg/kg	鱗茎/乾燥タマネギとニンニク：根・付着した土及び簡単に剥がせる薄皮を取り除いた全体。	1
鉛	Codex	果菜類	0.05	mg/kg	菌類ときのご類は除く。 茎を取り除いた商品全体。 スイートコーンとフレッシュコーン：穀粒と皮のない穂軸。	1
鉛	Codex	葉菜類	0.3	mg/kg	あぶらな科葉菜類を含むが、ほうれん草は含まない。 明らかに腐ったり枯れたりした葉を取り除いた、通常販売されているそのままの商品。	1
鉛	Codex	豆類（未成熟）	0.1	mg/kg	消費された商品全体。 多肉質の形態は、さや全体として、または殻をむいた製品として摂取できるもの。	1
鉛	Codex	採れたてのキノコ [アガリクス・ビスポーラス (<i>Agaricus bisporous</i>)、シイタケ (<i>Lentinula edodes</i>)、ヒラタケ (<i>Pleurotus ostreatus</i>)]	0.3	mg/kg	商品全体 関連する Codex 商品規格は CXS 38-1981 です。	1
鉛	Codex	豆類（種実）	0.1	mg/kg	商品全体	1
鉛	Codex	根菜類と塊茎野菜	0.1	mg/kg	地上部を除いた商品全体。付着した汚れを取り除く（流水で洗い流すか、乾いた製品を優しくブラッシングするなど）。 ジャガイモ：皮をむいたジャガイモ。	1

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	Codex	果実の缶詰	0.1	mg/kg	消費される製品に適用する。 関連する Codex 商品規格は、CXS 242-2003、CXS 254-2007、CXS 78-1981、CXS 159-1987、CXS 42-1981、CXS 99-1981、CXS 60-1981、CXS 62-1981 です。	1
鉛	Codex	ジャム、ゼリー、マーマレード	0.4	mg/kg	関連するコーデックス商品規格は CXS 296-2009 (ジャムとゼリーのみ) です。	1
鉛	Codex	マンゴーチャツネ	0.4	mg/kg	関連する Codex 商品規格は CXS 160-1987 です。	1
鉛	Codex	野菜の缶詰	0.1	mg/kg	消費される製品に適用する。 関連するコーデックス商品規格は CXS 297-2009 です。	1
鉛	Codex	保存トマト	0.05	mg/kg	関連する Codex 商品規格は CXS 13-1981 です。 製品の濃度を考慮するために、汚染物質の最大レベルの決定では、天然の総可溶性固形分を考慮する必要がある、生の果実の基準値は 4.5 です。	1
鉛	Codex	食用オリーブ	0.4	mg/kg	関連する Codex 商品規格は CXS 66-1981 です。	1
鉛	Codex	酢に漬けたキュウリ（キュウリのピクルス）	0.1	mg/kg	関連する Codex 商品規格は CXS 115-1981 です。	1
鉛	Codex	栗缶詰・栗ピューレ缶詰	0.05	mg/kg	関連する Codex 商品規格は CXS 145-1985 です	1

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	Codex	果実ジュース	0.03	mg/kg	ベリーやその他の小さな果実のみからのジュースを除く。 商品全体（濃縮されていない）、または元の果汁濃度に戻され、すぐに飲める商品を対象とする。すぐに飲めるネクターも含む。乳児や幼児向けのフルーツジュースも含む。 関連する Codex 商品規格は CXS 247-2005 です。	1
鉛	Codex	ベリーやその他の小さな果実だけから得られた果実ジュース	0.05	mg/kg	グレープジュースを除く。 商品全体（濃縮されていない）、または元の果汁濃度に戻され、すぐに飲める商品を対象とする。すぐに飲めるネクターも含む。 関連するコーデックス商品規格は CXS 247-2005 です。	1
鉛	Codex	ぶどうジュース	0.04	mg/kg	商品全体（濃縮されていない）、または元の果汁濃度に戻され、すぐに飲める商品を対象とする。すぐに飲めるネクターにも適用する。乳児や幼児向けのフルーツジュースも含む。 関連するコーデックス商品規格は CXS 247-2005 です	1
鉛	Codex	穀物	0.2	mg/kg	そばのカニワとキヌアを除く。 商品全体	1
鉛	Codex	乳児および幼児向けのシリアルベースの食品 ^f	0.02	mg/kg	販売された商品全体；再構成されていない、または消費用に調理されていないものに限る。 関連するコーデックス商品規格は CXS 74-1981 です。	1

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	Codex	乳児用ミルク、乳児用特別医療用ミルク、フォローアップミルク	0.01	mg/kg	摂取される人工ミルクに適用する。製品全体。 関連する Codex 商品規格は CXS 72-1981 および CXS 156-1987 です。	1
鉛	Codex	魚	0.3	mg/kg	全体（通常、消化管を除去した後）	1
鉛	Codex	牛、豚、羊の肉	0.1	mg/kg	肉の脂肪も含む。骨を除いた全体をいう。	1
鉛	Codex	家禽の肉と脂肪	0.1	mg/kg	骨を除いた全体をいう。	1
鉛	Codex	牛の食用内臓	0.2	mg/kg	脳、頭部、心臓、腎臓、肝臓、舌、胃の食用内臓 ^y に適用し、全体をいう。	1
鉛	Codex	豚の食用内臓	0.15	mg/kg	血液、心臓、腎臓、肝臓、舌の食用内臓 ^x に適用し、全体をいう。	1
鉛	Codex	家禽の食用内臓	0.1	mg/kg	心臓、腎臓、肝臓、胃、胸腺などの食用内臓 ^x に適用し、全体をいう。	1
鉛	Codex	食用油脂	0.08	mg/kg	卸売または小売流通用に準備された製品全体。 関連する Codex 商品規格は、CXS 19-1981、CXS 33-1981、CXS 210-1999、CXS 211-1999、CXS 329-2017 です。	1
鉛	Codex	ファットスプレッドとブレンドスプレッド	0.04	mg/kg	卸売または小売流通用に準備された製品全体。 関連する Codex 商品規格は CXS 256-2007 です。	1
鉛	Codex	牛乳	0.02	mg/kg	牛乳は、1 回以上の搾乳で得られる搾乳動物の正常な乳腺分泌物であり、添加も抽出も行われず、液体ミルクとして消費するか、またはさらなる加工を目的とするものをいう。濃縮係数は、部分的または完全に脱水された牛乳に適用される。	1

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	Codex	二次乳製品	0.02	mg/kg	消費される食品に適用する。	1
鉛	Codex	ナチュラルミネラルウォーター	0.01	mg/L	関連する Codex 商品規格は CXS 108-1981 です。	1
鉛	Codex	食塩	1	mg/kg	湿地由来の塩を除く。卸売または小売流通用に準備された製品全体をいう。 関連する Codex 商品規格は CXS 150-1985 です。	1
鉛	Codex	白砂糖、上白糖、コーンシロップ、メープルシロップ、蜂蜜	0.1	mg/kg	関連するコーデックス商品規格は、CXS 212-1999 (白砂糖および精製砂糖) および CXS 12-1981 (蜂蜜) です。	1
鉛	Codex	キャンディー、砂糖ベース	0.1	mg/kg	砂糖ベースのキャンディーに適用する。	1
鉛	Codex	ワイン	0.1	mg/kg	採択日 (CAC42、2019 年 7 月) 以降に収穫されたブドウから作られたワインに適用する。	1
鉛	Codex	ワイン(ワインおよび酒精強化/リキュールワイン)	0.2	mg/kg	採択日 (CAC42、2019 年 7 月) 以前に収穫されたブドウから作られたワインおよび強化/リキュール ワインに適用する。	1
鉛	Codex	酒精強化・リキュールワイン	0.15	mg/kg	採択日 (CAC42、2019 年 7 月) 以降に収穫されたブドウから作られたワインに適用する。	1
鉛	EU	クランベリー、スグリ、エルダーベリー、キイチゴの果実	0.20	mg/kg	湿重量あたり、可食部を洗浄して分離した後のものに適用する。	2
鉛	EU	クランベリー、スグリ、エルダーベリー、キイチゴ以外の果実	0.10	mg/kg	湿重量あたり、可食部を洗浄して分離した後のものに適用する。	2

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	EU	根菜および塊茎野菜]	0.10	mg/kg	生姜(生)、ターメリック(生)、セイヨウゴボウを除く。 ジャガイモ：皮をむいたジャガイモに適用する。 湿重量あたり、可食部を洗浄して分離した後のものに適用する。	2
鉛	EU	生姜(生)、ターメリック(生)	0.80	mg/kg	湿重量あたり、可食部を洗浄して分離した後のものに適用する。	2
鉛	EU	セイヨウゴボウ	0.30	mg/kg	湿重量あたり、可食部を洗浄して分離した後のものに適用する。	2
鉛	EU	鱗茎野菜	0.10	mg/kg	湿重量あたり、可食部を洗浄して分離した後のものに適用する。	2
鉛	EU	果菜類	0.050	mg/kg	スウィートコーンを除く。 湿重量あたり、可食部を洗浄して分離した後のものに適用する。	2
鉛	EU	スウィートコーン	0.10	mg/kg	湿重量あたり、可食部を洗浄して分離した後のものに適用する。	2
鉛	EU	あぶらな科葉菜類	0.10	mg/kg	非結球あぶらな科葉菜類 を除く。 湿重量あたり、可食部を洗浄して分離した後のものに適用する。	2
鉛	EU	非結球あぶらな科葉菜類	0.30	mg/kg	湿重量あたり、可食部を洗浄して分離した後のものに適用する。	2
鉛	EU	葉菜類	0.30	mg/kg	フレッシュハーブ、エディブルフラワーを除く。 湿重量あたり、可食部を洗浄して分離した後のものに適用する。	2
鉛	EU	豆類（未成熟）	0.10	mg/kg	湿重量あたり、可食部を洗浄して分離した後のものに適用する。	2
鉛	EU	茎菜類	0.10	mg/kg	湿重量あたり、可食部を洗浄して分離した後のものに適用する。	2
鉛	EU	以下の培養きのこ：マッシュルーム (<i>Agaricus bisporus</i>)、ヒラタケ (<i>Pleurotus ostreatus</i>)、しいたけ (<i>Lentinula edodes</i>)	0.30	mg/kg	湿重量あたり、可食部を洗浄して分離した後のものに適用する。	2

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	EU	野生きのこ	0.80	mg/kg	湿重量あたり、可食部を洗浄して分離した後のものに適用する。	2
鉛	EU	豆類（種実）	0.20	mg/kg		2
鉛	EU	穀類	0.20	mg/kg		2
鉛	EU	乾燥スパイス（種子）	0.90	mg/kg		2
鉛	EU	乾燥スパイス（果実）	0.60	mg/kg		2
鉛	EU	乾燥スパイス（樹皮）	2.0	mg/kg		2
鉛	EU	乾燥スパイス（根及び根茎）	1.50	mg/kg		2
鉛	EU	乾燥スパイス（蕾）	1.0	mg/kg		2
鉛	EU	乾燥スパイス（花雌しべ）	1.0	mg/kg		2
鉛	EU	牛、羊、豚および家禽の肉	0.10	mg/kg	牛、羊、豚および家禽の内臓を除く。 湿重量あたり。	2
鉛	EU	牛および羊の内臓	0.20	mg/kg	湿重量あたり。	2
鉛	EU	豚の内臓	0.15	mg/kg	湿重量あたり。	2
鉛	EU	家禽の内臓	0.10	mg/kg	湿重量あたり。	2
鉛	EU	魚の筋肉	0.30	mg/kg	湿重量あたり。 魚を丸ごと食べることが意図されている場合：魚全体に適用する； 乾燥食品、希釈食品、加工食品、および/または複合食品：第 3 条 (1) ^k および(2) ^l を適用する。	2
鉛	EU	頭足類	0.30	mg/kg	湿重量あたり。内臓を除く。	2

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	EU	甲殻類、軟体動物および魚の筋肉（以下の 2 行にリストされている種を除く）	0.50	mg/kg	湿重量あたり。 魚を丸ごと食べることが意図されている場合：魚全体に適用する；乾燥食品、希釈食品、加工食品、および/または複合食品：第 3 条 (1) ^k および (2) ^l を適用する；甲殻類：附属肢および腹部の筋肉に適用し、頭胸部は除く；カニおよびカニのような甲殻類（短尾下目および異尾下目）：附属肢の筋肉に適用する；ヨーロッパホタテ：内臓筋と生殖腺にのみ適用する。	2
鉛	EU	備考欄の魚の筋肉：	1.0	mg/kg	湿重量あたり。 魚を丸ごと食べることが意図されている場合：魚全体に適用する；乾燥食品、希釈食品、加工食品、および/または複合食品：第 3 条 (1) ^k および (2) ^l を適用する。 <i>Pagellus acarne</i> 、クロタチモドキ (<i>Aphanopus carbo</i>)、スペインダイ (<i>Pagellus bogaraveo</i>)、タイセイヨウハガツオ (<i>Sarda sarda</i>)、ニシキダイ (<i>Pagellus erythrinus</i>)、アブラソコムツ (<i>Lepidocybium flavobrunneum</i>)、オヒョウ属 (<i>Hippoglossus</i>)、キングクリップ (<i>Genypterus capensis</i>)、カジキ (クロカジキ属)、メグリム (<i>Lepidorhombus</i> 属)、バラムツ (<i>Ruvettus pretiosus</i>)、オレンジラフィー (<i>Hoplostethus atlanticus</i>)、ピンクカスクウナギ (<i>Genypterus blacodes</i>)、パイク (カワカマス属)、プレーンカツオ (<i>Orcynopsis unicolor</i>)、ブアーコッド (<i>Trisopterus</i> 属)、アカボラ (<i>Mullus barbatus barbatus</i>)、ラウンドノーズグレネーダー (<i>Coryphaenoides rupestris</i>)、バショウカジキ (バショウカジキ属)、オビレタチ (<i>Lepidopus caudatus</i>)、クロタチカマス (<i>Gempylus serpens</i>)、チョウザメ (チョウザメ属)、サーマレット (<i>Mullus surmuletus</i>)、マグロ (マグロ属、スマ属、カツオ)、サメ (全種)、メカジキ (<i>Xiphias gladius</i>)	2

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	EU	二枚貝	1.50	mg/kg	湿重量あたり。 ヨーロッパホタテ：内転筋と生殖腺にのみ適用する；乾燥食品、希釈食品、加工食品、および/または複合食品：第3条(1) ^k および(2) ^l を適用する。	2
鉛	EU	生乳、加熱処理乳および乳製品製造用乳	0.020	mg/kg	湿重量あたり。	2
鉛	EU	はちみつ	0.10	mg/kg		2
鉛	EU	油脂類	0.10	mg/kg	乳脂肪も含む。	2
鉛	EU	ベリーやその他の小さな果実のみからの果実ジュース、濃縮物由来果実ジュース、濃縮果実ジュース、果実ネクター	0.05	mg/kg	湿重量あたり。 濃縮フルーツジュース：還元果汁に適用する。	2
鉛	EU	混合物を含んだ果実ジュース、濃縮物由来果実ジュース、濃縮果実ジュース、果実ネクター	0.03	mg/kg	ベリーやその他の小さな果実由来のものを除く。 湿重量あたり。 濃縮フルーツジュース：還元果汁に適用する。	2
鉛	EU	ワイン、サイダー、ベリー、フルーツワイン	0.20	mg/kg	湿重量あたり。 2001 年から 2015 年までに収穫された果実で生産されたものに限る。セミスパークリングワイン・スパークリングワインを含むが、リキュールワイン・アルコール度数 15%以上のワインは除く。	2

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	EU	ワイン、サイダー、ペリー、フルーツ ワイン	0.15	mg/kg	湿重量あたり。 2016 年から 2021 年までに収穫された果実で生産されたものに 限る。セミスパークリングワイン・スパークリングワインを含むが、 リキュールワイン・アルコール度数 15%以上のワインは除く。	2
鉛	EU	ワイン、サイダー、ペリー、フルーツ ワイン	0.10	mg/kg	湿重量あたり。 2022 年以降に収穫された果実で生産されたものに限る。セミスパ ークリングワイン・スパークリングワインを含むが、リキュールワ イン・アルコール度数 15%以上のワインは除く。	2
鉛	EU	芳香付きワイン、芳香付きワインベー スの飲料および芳香付きワイン製品の カクテル	0.20	mg/kg	湿重量あたり。 2001 年から 2015 年までに収穫された果実で生産されたものに 限る。	2
鉛	EU	芳香付きワイン、芳香付きワインベー スの飲料および芳香付きワイン製品の カクテル	0.15	mg/kg	湿重量あたり。 2001 年から 2015 年までに収穫された果実で生産されたものに 限る。	2
鉛	EU	芳香付きワイン、芳香付きワインベー スの飲料および芳香付きワイン製品の カクテル	0.10	mg/kg	湿重量あたり。 2022 年以降に収穫された果実で生産されたものに限る。	2
鉛	EU	リキュールワイン	0.15	mg/kg	湿重量あたり。 2022 年以降に収穫されたぶどうを原料としたものに限る。	2

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	EU	食塩	1.0	mg/kg	底が粘土質の塩性湿地から手作業で採取される「フルール・ド・セル」と「灰色の塩」の未精製のものを除く。	2
鉛	EU	次の未精製の塩：底が粘土質の塩性湿地から手作業で採取される「フルール・ド・セル」と「灰色の塩」。	2.0	mg/kg		2
鉛	EU	乳児用ミルク、フォローアップミルク および幼児用ミルク	0.020	mg/kg	粉末として発売されているものに限る。	2
鉛	EU	乳児用ミルク、フォローアップミルク および幼児用ミルク	0.010	mg/kg	液体として販売されているものに限る。	2
鉛	EU	乳児および幼児用の飲料	0.020	mg/kg	フルーツジュースも含み、液体として市販されるか、製造業者の指示に従って再構成されるものとして市販されるものをいう。乳幼児用ミルクおよび特別医療用食品を除く。	2
鉛	EU	乳児および幼児用の飲料	0.50	mg/kg	注入または煎じて調製されるように表示され、市販されているものをいう。乳幼児用ミルクおよび特別医療用食品を除く。 最大レベルは、市場に投入される製品に適用する。	2
鉛	EU	乳児及び幼児 ^c 用の離乳食及び穀物加工食品	0.020	mg/kg	乳幼児飲料を除く。市場に投入される製品に適用する。	2
鉛	EU	乳児及び幼児用 ^c の特別医療用食品	0.020	mg/kg	粉末として発売されているものに限る。市場に投入される製品に適用する。	2

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	EU	乳児及び幼児用 ^c の特別医療用食品	0.010	mg/kg	液体として発売されているものに限る。市場に投入される製品に適用する。	2
鉛	EU	栄養補助食品	3.0	mg/kg		2
鉛	US FDA	小さな子どもが頻繁に食べそうな砂糖菓子	0.1	mg/kg	Recommended Maximum Level	7
鉛	US FDA	乳幼児用食品 ^w : 果実、野菜（単一原材料の根菜を除く）、混合物（穀物および肉ベースの混合物を含む）、ヨーグルト、カスタード/プリン、および単一原材料の肉	0.01	mg/kg	Action level ^d 乳児用粉ミルクまたは幼児用の飲み物を含むあらゆる飲料を除く。	8
鉛	US FDA	乳幼児用食品 ^z : 根菜類（単一材料のものに限る）	0.20	mg/kg	Action level ^d 乳児用粉ミルクまたは幼児用の飲み物を含むあらゆる飲料を除く。	8
鉛	US FDA	乳幼児用食品 ^z : 乳児用乾燥シリアル。	0.20	mg/kg	Action level ^d 乳児用粉ミルクまたは幼児用の飲み物を含むあらゆる飲料を除く。	8
鉛	US FDA	ジュース	0.05	mg/kg	1 つまたは複数の果実または野菜から圧搾または抽出された水性液体、1 つまたは複数の果実または野菜の可食部分のピューレ、またはそのような液体またはピューレの濃縮物のことをいう。 Action level ^d	9
鉛	カナダ	食用骨粉	10	mg/kg		11
鉛	カナダ	トマトペースト、トマトソース	1.5	mg/kg		11

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	カナダ	魚のタンパク質、ホールトマト	0.5	mg/kg		11
鉛	カナダ	飲料	0.2	mg/kg	消費される製品に適用される	11
鉛	カナダ	無糖練乳、加糖練乳	0.15	mg/kg		11
鉛	カナダ	乳児用ミルク	0.01	mg/kg	消費される製品に適用される	11
鉛	カナダ	果実ジュースおよび果実ネクター	0.05	mg/kg	消費される製品に適用される	11
鉛	カナダ	ボトルドウォーター	0.01	mg/kg		11
鉛	FSANZ	あぶらな科葉菜類	0.3	mg/kg		12
鉛	FSANZ	穀類(スイートコーンを除く)、豆類(種実)、豆類(未成熟)	0.2	mg/kg		12
鉛	FSANZ	牛、羊、豚、家禽の食用内蔵	0.5	mg/kg		12
鉛	FSANZ	魚	0.5	mg/kg		12
鉛	FSANZ	果実	0.1	mg/kg		12
鉛	FSANZ	乳児用ミルク製品	0.02	mg/kg		12
鉛	FSANZ	牛、羊、豚、家禽の筋肉(内臓を除く)	0.1	mg/kg		12
鉛	FSANZ	軟体動物	2	mg/kg		12
鉛	FSANZ	食塩	2	mg/kg		12
鉛	FSANZ	スイートコーン	0.1	mg/kg		12
鉛	FSANZ	野菜	0.1	mg/kg	あぶらな科葉菜類を除く。	12
鉛	中国	穀類及び穀類製品	0.2	mg/kg	オートミール、グルテン、粥の缶詰、具入りの麺・米製品を除く。 脱穀米は玄米で測定する。	13

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	中国	オートミール、グルテン、粥の缶詰、 具入りの麺・米製品	0.5	mg/kg		13
鉛	中国	生鮮野菜	0.1	mg/kg	あぶらな科野菜、葉菜類、豆類、生姜、イモ類を除く。	13
鉛	中国	葉菜類	0.3	mg/kg		13
鉛	中国	あぶらな科野菜、豆類、生姜、イモ類	0.2	mg/kg		13
鉛	中国	野菜製品	0.3	mg/kg	野菜の味噌漬け、乾燥野菜を除く。	13
鉛	中国	野菜の味噌漬け	0.5	mg/kg		13
鉛	中国	乾燥野菜	0.8	mg/kg		13
鉛	中国	果実	0.1	mg/kg	クランベリー、グースベリーを除く。	13
鉛	中国	クランベリー、グースベリー	0.2	mg/kg		13
鉛	中国	果実加工品	0.2	mg/kg	ジャム（ピューレ）、果実の砂糖漬け、ドライフルーツを除く。	13
鉛	中国	ジャム（ピューレ）	0.4	mg/kg		13
鉛	中国	果実の砂糖漬け	0.8	mg/kg		13
鉛	中国	ドライフルーツ	0.5	mg/kg		13
鉛	中国	キノコ及びキノコ加工品	0.5	mg/kg	マッシュルーム、ひらたけ、シイタケ、ナラタケ、ポルチーニ茸、 マツタケ、トリュフ、アヒタケ、シロアリタケ、アンズタケ、チチ タケ、きくらげ、シロキクラゲ及び以上のキノコ加工品を除く。	13
鉛	中国	マッシュルーム、ひらたけ、シイタケ、 ナラタケ及び以上のキノコ加工品	0.3	mg/kg		13

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	中国	パルチーニ茸、マツタケ、トリュフ、 アイタケ、シロアリタケ、アンズタケ、 チチタケ及び以上のキノコ加工品	1.0	mg/kg		13
鉛	中国	きくらげ及びきくらげ加工品、シロキ クラゲ及びシロキクラゲ加工品	1.0	mg/kg	乾燥重量	13
鉛	中国	豆類	0.2	mg/kg		13
鉛	中国	豆類加工品	0.3	mg/kg	豆乳を除く。	13
鉛	中国	豆乳	0.05	mg/kg		13
鉛	中国	生鮮藻類	0.5	mg/kg	スピルリナを除く。	13
鉛	中国	スピルリナ	2.0	mg/kg	乾燥重量	13
鉛	中国	藻類加工品	1.0	mg/kg	スピルリナ加工品を除く。	13
鉛	中国	スピルリナ製品	2.0	mg/kg	乾燥重量	13
鉛	中国	ナッツ及び種子類	0.2	mg/kg	コーヒーの生豆及び焙煎コーヒー豆を除く。	13
鉛	中国	コーヒーの生豆及び焙煎コーヒー豆	0.5	mg/kg		13
鉛	中国	肉類	0.2	mg/kg	家畜および家禽の内臓を除く。	13
鉛	中国	家畜および家禽の内臓	0.5	mg/kg		13
鉛	中国	肉加工品	0.3	mg/kg	家畜および家禽の内臓を除く	13
鉛	中国	家畜および家禽の内臓加工品	0.5	mg/kg		13
鉛	中国	生鮮、冷凍水産動物	1.0	mg/kg	魚類、甲殻類、二枚貝類を除く。	13

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	中国	魚類、甲殻類	0.5	mg/kg		13
鉛	中国	二枚貝類	1.5	mg/kg		13
鉛	中国	水産加工品	1.0	mg/kg	魚類加工品、クラゲ加工品を除く。	13
鉛	中国	魚類加工品	0.5	mg/kg		13
鉛	中国	クラゲ加工品	2.0	mg/kg		13
鉛	中国	乳及び乳製品	0.2	mg/kg	生乳、パステライズ牛乳、殺菌乳、調製乳、発酵乳を除く。	13
鉛	中国	生乳、パステライズ牛乳、殺菌乳	0.02	mg/kg		13
鉛	中国	調製乳、発酵乳	0.04	mg/kg		13
鉛	中国	卵及び卵製品	0.2	mg/kg		13
鉛	中国	油脂及び油脂製品	0.08	mg/kg		13
鉛	中国	調味料（香辛料類を除く）	1.0	mg/kg		13
鉛	中国	香辛料類	1.5	mg/kg	山椒、桂皮（肉桂）、多様な香辛料を混入した香辛料を除く。 生鮮香辛料（生姜、葱、大蒜等）は同一の生鮮野菜（又は生鮮果実）の基準を適用する。	13
鉛	中国	山椒、桂皮（肉桂）、多様な香辛料を混入した香辛料	3.0	mg/kg		13
鉛	中国	食用砂糖及びでん粉糖	0.5	mg/kg		13
鉛	中国	食用でん粉	0.2	mg/kg		13
鉛	中国	でん粉製品	0.5	mg/kg		13

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	中国	ベーカリー製品	0.5	mg/kg		13
鉛	中国	飲料類	0.3	mg/kg	容器入り飲用水、果実・野菜ジュース類及びその飲料、乳飲料、固形飲料を除く。	13
鉛	中国	容器入り飲用水	0.01	mg/L		13
鉛	中国	乳飲料	0.05	mg/kg		13
鉛	中国	果実・野菜ジュース類及びその飲料	0.03	mg/kg	液果及び小粒果実を含めた果実・野菜ジュース類及びその飲料、濃縮果実・野菜ジュース（液）を除く。	13
鉛	中国	液果及び小粒果実を含めた果実・野菜ジュース類及びその飲料	0.05	mg/kg	ぶどうジュースを除く。	13
鉛	中国	ぶどうジュース	0.04	mg/kg		13
鉛	中国	濃縮果実・野菜ジュース（液）	0.5	mg/kg		13
鉛	中国	固形飲料	1.0	mg/kg		13
鉛	中国	酒類	0.2	mg/kg	白酒、黄酒を除く	13
鉛	中国	白酒、黄酒	0.5	mg/kg		13
鉛	中国	カカオ製品、チョコレート及びチョコレート製品、及びキャンディー	0.5	mg/kg		13
鉛	中国	冷凍飲料	0.3	mg/kg		13
鉛	中国	乳幼児配合食品	0.08	mg/kg	固体製品で測定。液体乳幼児配合食品の最大許容量は 8:1 で換算する。	13
鉛	中国	乳幼児用補助食品	0.2	mg/kg		13

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	中国	特殊医療用調製食品(10 歳以上の人のための製品)	0.5	mg/kg	固体製品として測定。 特別医療用乳幼児用配合食品に関する品目を除く。	13
鉛	中国	特殊医療用調製食品(1～10 歳の人のための製品)	0.15	mg/kg	固体製品として測定。 特別医療用乳幼児用配合食品に関する品目を除く。	13
鉛	中国	栄養補助食品	0.5	mg/kg		13
鉛	中国	スポーツ栄養食品	0.5	mg/kg	固体、半固体又は粉末状のものに限る。	13
鉛	中国	スポーツ栄養食品	0.05	mg/kg	液体に限る。	13
鉛	中国	妊娠中及び授乳中の女性向け栄養補助食品	0.5	mg/kg		13
鉛	中国	ゼリー	0.4	mg/kg		13
鉛	中国	膨化食品	0.5	mg/kg		13
鉛	中国	茶葉	5.0	mg/kg		13
鉛	中国	干菊花	5.0	mg/kg		13
鉛	中国	苦丁茶	2.0	mg/kg		13
鉛	中国	蜂蜜	0.5	mg/kg		13
鉛	中国	花粉	0.5	mg/kg	松花粉、アブラナの花粉を除く。	13
鉛	中国	あぶらなの花粉	1.0	mg/kg		13
鉛	中国	松花粉	1.5	mg/kg		13
鉛	香港	果実	0.1	mg/kg	クランベリー、スグリ、エルダーベリーを除く。	14

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	香港	クランベリー	0.2	mg/kg		14
鉛	香港	スグリ	0.2	mg/kg		14
鉛	香港	エルダーベリー	0.2	mg/kg		14
鉛	香港	果実ジュース	0.03	mg/kg	ベリー類やその他の小さな果実だけを使った果実ジュースを除く。 果実ジュース（濃縮されていない）、または濃縮還元ジュースに適用する。すぐに飲めるネクターにも適用する。	14
鉛	香港	ベリー類やその他の小さな果実だけを使った果実ジュース	0.05	mg/kg	果実ジュース（濃縮されていない）、または濃縮還元ジュースに適用する。すぐに飲めるネクターにも適用する。	14
鉛	香港	果実の缶詰	0.1	mg/kg	果実や（場合によっては）野菜に適用する。	14
鉛	香港	果実の缶詰	0.1	mg/kg	果実や（場合によっては）野菜に適用されます。	14
鉛	香港	ジャム、ゼリー、マーマレード	0.4	mg/kg		14
鉛	香港	テーブルオリーブ	0.4	mg/kg		14
鉛	香港	マンゴーチャツネ	1	mg/kg		14
鉛	香港	球根野菜	0.1	mg/kg		14
鉛	香港	あぶらな科葉菜類	0.1	mg/kg	非結球あぶらな科葉菜類を除く。	14
鉛	香港	ウリ科果菜類	0.05	mg/kg		14
鉛	香港	果菜類	0.05	mg/kg	ウリ類を除く。	14
鉛	香港	ほうれんそう以外の葉菜類	0.3	mg/kg	非結球あぶらな科葉菜類を含む。	14
鉛	香港	豆類（未成熟）	0.1	mg/kg		14

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	香港	豆類（種実）	0.1	mg/kg		14
鉛	香港	根菜類と塊茎野菜	0.1	mg/kg		14
鉛	香港	食用きのこ類	1	mg/kg		14
鉛	香港	野菜の缶詰	0.1	mg/kg	果実や（場合によっては）野菜に適用する。	14
鉛	香港	トマトを加熱処理して密封保存したもの	0.05	mg/kg		14
鉛	香港	キュウリの酢漬け（キュウリのピクルスとも呼ばれる）	0.1	mg/kg		14
鉛	香港	穀物	0.2	mg/kg	そば、カニワ、キヌアを除く。	14
鉛	香港	栗缶詰・栗ピューレ缶詰	0.05	mg/kg		14
鉛	香港	コーヒー豆	0.5	mg/kg		14
鉛	香港	コーヒー飲料	0.2	mg/kg	すぐに飲める、または飲めるように戻された飲料に適用されます。	14
鉛	香港	牛、豚、ヤギ、羊の肉	0.1	mg/kg		14
鉛	香港	牛の食用内臓	0.5	mg/kg		14
鉛	香港	豚の食用内臓	0.5	mg/kg		14
鉛	香港	家禽の肉	0.1	mg/kg		14
鉛	香港	家禽の食用内臓	0.5	mg/kg		14
鉛	香港	家禽の卵	0.2	mg/kg		14
鉛	香港	ピータン	0.5	mg/kg		14

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	香港	魚、甲殻類、二枚貝以外の水産動物	1	mg/kg	ナマコ：内臓を除いた全体に適用する。 殻（ある場合）および内臓を取り除いた後の可食部に適用する。	14
鉛	香港	魚	0.3	mg/kg	消化器官を除去した後の可食部分に適用する。	14
鉛	香港	甲殻類	0.5	mg/kg	カニ：殻とえらを除いた全体（生殖腺、肝臓、その他の消化器官を含む）に適用する。	14
鉛	香港	二枚貝	1.5	mg/kg	ホタテ貝：殻と内臓を除いた後の可食部に適用する。	14
鉛	香港	茶葉（緑茶、紅茶）	5	mg/kg		14
鉛	香港	広葉ヒイラギの葉	2	mg/kg	苦丁茶 の茶葉	14
鉛	香港	干菊花	5	mg/kg		14
鉛	香港	茶葉（緑茶、紅茶）から作られた茶飲料	0.2	mg/kg		14
鉛	香港	牛乳	0.02	mg/kg		14
鉛	香港	二次乳製品	0.02	mg/kg	すぐに飲める、またはすぐに飲めるように戻された製品に適用する。	14
鉛	香港	乳児用ミルクおよびフォローアップミルク	0.01	mg/kg	すぐに飲める、またはすぐに飲めるように戻された製品に適用する。	14
鉛	香港	食用油脂	0.1	mg/kg		14
鉛	香港	ファットスプレッド及びブレンディッドスプレッド	0.1	mg/kg		14

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	香港	食塩	2	mg/kg		14
鉛	香港	ボトル詰めあるいはパックされた飲料水	0.01	mg/kg	ナチュラルミネラルウォーターは除く。	14
鉛	香港	ナチュラルミネラルウォーター	0.01	mg/kg		14
鉛	香港	炭酸飲料	0.2	mg/kg	すぐに飲める、または飲めるように戻された飲料に適用されます。	14
鉛	香港	ワイン	0.2	mg/kg		14
鉛	台湾	穀類	0.2	mg/kg	米を含む。	15
鉛	台湾	葉菜類	0.3	mg/kg	湿重量あたり。 非結球あぶらな科葉菜類も含む。	15
鉛	台湾	あぶらな科葉菜類	0.1	mg/kg	湿重量あたり。 結球キャベツ、コールラビ、カリフラワー、ブロッコリー、芽キャベツ（「ボタン」のみ）も含む。非結球あぶらな科葉菜類を除く。	15
鉛	台湾	根菜類と塊茎野菜	0.1	mg/kg	湿重量あたり。 地上部と付着した土壌を除去した後の全体に適用する。ジャガイモは皮を剥く。セルリアックを除く。	15
鉛	台湾	鱗茎野菜	0.1	mg/kg	湿重量あたり。 乾燥たまねぎとにんにくを含む。根・付着した土および簡単に剥がせる薄皮を取り除く。	15

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	台湾	果菜類	0.05	mg/kg	湿重量あたり。 茎を除いた全体に適用する。トウモロコシは外皮を含まない。スイートコーンを除く。	15
鉛	台湾	豆類（未成熟）	0.1	mg/kg	湿重量あたり。食用のさやも含む。	15
鉛	台湾	豆類（種実）	0.2	mg/kg	湿重量あたり。 乾燥種子のみを目的として収穫される食用作物を含む。	15
鉛	台湾	ピーナッツ	0.2	mg/kg		15
鉛	台湾	クランベリー、スグリ、エルダーベリー、イチゴ	0.2	mg/kg		15
鉛	台湾	その他列挙されていない野菜や果実	0.1	mg/kg	核、茎、ヘタ、種子など食用でない部分を取り除いたもの。	15
鉛	台湾	食用オリーブ	0.4	mg/kg	販売される製品に適用する。	15
鉛	台湾	ハーブ類およびスパイス類	0.3	mg/kg	湿重量あたり。	15
鉛	台湾	海藻	1.0	mg/kg	湿重量あたり。	15
鉛	台湾	きのこ類	3	mg/kg	子実体に適用するが、菌糸体を除外する。乾燥重量あたり。	15
鉛	台湾	二枚貝	1.5	mg/kg	湿重量あたり。殻を除く。	15
鉛	台湾	頭足類	0.3	mg/kg	湿重量あたり。内臓を除く。	15
鉛	台湾	甲殻類の可食筋肉	0.5	mg/kg	湿重量あたり。附属肢の筋肉を含む。	15
鉛	台湾	その他の水産動物	0.3	mg/kg	湿重量当たり。例えばウニ、ナマコ。	15
鉛	台湾	牛、羊、豚、家禽の筋肉	0.1	mg/kg	湿重量当たり	15

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	台湾	牛、羊、豚、家禽の食用内臓	0.5	mg/kg	湿重量当たり	15
鉛	台湾	卵（殻を除く）	0.3	mg/kg		15
鉛	台湾	食用油脂 ⁹	0.1	mg/kg		15
鉛	台湾	ファットスプレッドおよびブレンディッドスプレッド ⁹	0.1	mg/kg	乳および/または乳製品（バターなど）のみから得られるファットスプレッドを除く。	15
鉛	台湾	乳および二次乳製品	0.02	mg/kg	販売される製品に適用する。 脱水乳製品は濃縮係数に基づき適用する。	15
鉛	台湾	バター、クリームおよびその他主に乳脂肪のみにより製造される製品	0.1	mg/kg		15
鉛	台湾	天然果実野菜ジュース、還元果実野菜ジュース、ネクター	0.03	mg/kg	濃縮果実野菜ジュースおよびベリーあるいはその他の小型果実のジュース/ネクターを除く。	15
鉛	台湾	天然果実と野菜のジュース、還元果実と野菜のジュース、ベリーやその他の小さな果実のネクター	0.05	mg/kg	濃縮された果実と野菜ジュースを除く。	15
鉛	台湾	人間が直接消費することを目的としたその他の飲料	0.3	mg/kg	上 2 行にリストされている食品および濃縮果実と野菜を除く。	15
鉛	台湾	ボトル詰め飲料水およびパック詰め飲料水	0.01	mg/kg		15
鉛	台湾	缶詰野菜	0.1	mg/kg	あぶらな科葉菜類の缶詰を除く。	15

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	台湾	缶詰果実	0.1	mg/kg		15
鉛	台湾	その他の缶詰食品	1	mg/kg	飲料の基準が適用される缶飲料を除く。	15
鉛	台湾	乳児 ^f 用ミルク ⁿ 、乳児用フォローアップミルク ^o	0.010	mg/kg	販売される製品に適用する。 液体として販売されているものに限る。	15
鉛	台湾	乳児 ^f 用ミルク ⁿ 、乳児用フォローアップミルク ^o	0.050	mg/kg	販売される製品に適用する。 粉体として販売されているものに限る	15
鉛	台湾	乳児 ^f 用特別医療用ミルクおよび特に 幼児向けの特別医療用食品	0.010	mg/kg	販売される製品に適用する。 液体として販売されているものに限る。	15
鉛	台湾	乳児 ^f 用特別医療用ミルクおよび特に 幼児向けの特別医療用食品	0.050	mg/kg	販売される製品に適用する。 粉体として販売されているものに限る	15
鉛	台湾	乳幼児 ^f 向けの穀類ベースの食品 ^p お よび離乳食 ^q	0.050	mg/kg	販売される製品に適用する。	15
鉛	台湾	乳児および幼児用のラベルを付けて販 売される飲料	0.030	mg/kg	上 3 行にリストされている液体として販売される食品を除く。	15
鉛	台湾	食塩 ^r	2	mg/kg		15
鉛	台湾	食用氷ブロック	0.01	mg/kg	水の材質は飲料水の水質基準に適合するものであること。人間が直接消費することを目的としたものに限る。	15
鉛	台湾	はちみつ	0.1	mg/kg		15
鉛	韓国	穀類	0.2	mg/kg	玄米を除く。	16
鉛	韓国	いも類	0.1	mg/kg		16

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	韓国	豆類	0.2	mg/kg		16
鉛	韓国	ナッツ種実類-ピーナッツまたはナッツ	0.1	mg/kg		16
鉛	韓国	ナッツ種実類-維持種実類	0.3	mg/kg	ゴマ、シソに限る。	16
鉛	韓国	果実	0.1	mg/kg		16
鉛	韓国	葉菜類	0.3	mg/kg	非結球あぶらな科葉菜類も含む。	16
鉛	韓国	茎菜類	0.1	mg/kg		16
鉛	韓国	根菜類	0.1	mg/kg	高麗人参、野生高麗人参は 2.0 mg/kg 以下、ドラジ、ダドクは 0.2 mg/kg 以下	16
鉛	韓国	果菜類	0.1	mg/kg	唐辛子、カボチャは 0.2 mg/kg 以下	16
鉛	韓国	きのこ類	0.3	mg/kg	マツキノコ、ノッタキノコ、セイヨウキノコ、シイタケ、マッシュルーム、コマキノコ、ネックキノコに限る。	16
鉛	韓国	家禽肉	0.1	mg/kg		16
鉛	韓国	豚の肝臓	0.5	mg/kg		16
鉛	韓国	豚の筋肉	0.1	mg/kg		16
鉛	韓国	豚の腎臓	0.5	mg/kg		16
鉛	韓国	牛の肝臓	0.5	mg/kg		16
鉛	韓国	牛の筋肉	0.1	mg/kg		16
鉛	韓国	牛の腎臓	0.5	mg/kg		16

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	韓国	原乳と牛乳	0.02	mg/kg		16
鉛	韓国	魚	0.5	mg/kg		16
鉛	韓国	軟体動物	2	mg/kg	ただし、イカは 1.0 mg/kg 以下、内臓を含むタコは 2.0 mg/kg 以下	16
鉛	韓国	甲殻類	0.5	mg/kg	ただし、内臓を含む蟹は 2.0 mg/kg 以下	16
鉛	韓国	海藻	0.5	mg/kg	ワカメ（メカブを含む）に限る	16
鉛	韓国	冷凍食用魚の頭	0.5	mg/kg		16
鉛	韓国	冷凍食用魚類内蔵	0.5	mg/kg	ただし、頭足類は 2.0 mg/kg 以下	16
鉛	韓国	植物油脂類、その他動物性油脂、混合食用油、香味油、加工油脂、ショートニング、マーガリン	0.1	mg/kg		16
鉛	韓国	魚油	0.1	mg/kg		16
鉛	韓国	乳幼児用粉ミルク, 成長のための粉ミルク, 乳幼児用粉ミルク, 成長のための粉ミルク, 乳幼児用離乳食, 乳幼児用特別粉ミルク	0.01	mg/kg	粉末製品の場合、希釈して摂取する形態（製造業者が提示した摂取方法）を反映して基準適用	16
鉛	韓国	食用昆虫	0.1	mg/kg	乾燥重量あたり。ただし、カブトムシの幼虫とシラタマダイコンの幼虫は 0.3 mg/kg 以下である。	16
鉛	シンガポール	ナチュラルミネラルウォーター	0.01	mg/kg		17

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	シンガポール	羅漢果抽出物	1	mg/kg		17
鉛	シンガポール	Spirulina platensis から抽出されたスピルリナ抽出物またはシアノバクテリア フィコシアニン	2	mg/kg		17
鉛	シンガポール	エール、ビール、シードル、ペアワイン、ポーター、スタウト	0.2	mg/kg		17
鉛	シンガポール	ブランデー、ジン、ラム酒、ウイスキー等のアルコール度数が 20℃で 40.0%v/v を超える酒類及び中国ワイン	0.2	mg/kg		17
鉛	シンガポール	ワイン、中国ワイン、リキュール、アルコールコーディアルまたはカクテル	0.2	mg/kg		17
鉛	シンガポール	特に指定のない酒類	0.2	mg/kg		17
鉛	シンガポール	希釈して飲むことを目的とした濃縮清涼飲料	1	mg/kg		17
鉛	シンガポール	清涼飲料の製造に使用される濃縮物	2	mg/kg		17
鉛	シンガポール	果実と野菜のジュース	0.3	mg/kg	ライムとレモンのジュースを除く。	17
鉛	シンガポール	ライムとレモンのジュース	1	mg/kg		17
鉛	シンガポール	上記で指定していない飲料	0.2	mg/kg		17

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	シンガポール	魚と肉の缶詰、肉エキス、加水分解タンパク質	2	mg/kg		17
鉛	シンガポール	キャラメル	5	mg/kg		17
鉛	シンガポール	食品の材料として、または食品の加工または準備に使用されるその他の化学物質	10	mg/kg		17
鉛	シンガポール	チコリ	2	mg/kg	乾燥またはローストしたものに限る。	17
鉛	シンガポール	ココアパウダー	2	mg/kg	乾燥した脂肪を含まない物質に基づいて計算する。	17
鉛	シンガポール	コーヒー豆	2	mg/kg		17
鉛	シンガポール	着色料	10	mg/kg	合成有機色素に限る。	17
鉛	シンガポール	その他の着色料	20	mg/kg	カラメルは除く。	17
鉛	シンガポール	カレーパウダー	2	mg/kg		17
鉛	シンガポール	乾燥ハーブとスパイス	2	mg/kg	マスタードを含む。	17
鉛	シンガポール	乾燥野菜または脱水野菜	2	mg/kg		17
鉛	シンガポール	食用ゼラチン	2	mg/kg		17
鉛	シンガポール	食用油脂	0.1	mg/kg		17
鉛	シンガポール	ファットスプレッドとブレンドスプレッド	0.04	mg/kg		17
鉛	シンガポール	保存卵または塩漬け卵	2	mg/kg		17

表 5 つづき

対象物質	国/機関	食品名	基準値	単位	備考	引用
鉛	シンガポール	魚、甲殻類、軟体動物	2	mg/kg		17
鉛	シンガポール	香料	1.5	mg/kg		17
鉛	シンガポール	生鮮果実及び野菜	1	mg/kg		17
鉛	シンガポール	缶詰の果実、果実製品、野菜	1	mg/kg		17
鉛	シンガポール	アイスクリーム、アイスクャンディー等の冷菓	0.5	mg/kg		17
鉛	シンガポール	乳児粉ミルク	0.01	mg/kg	消費される乳児粉ミルクに適用可能	17

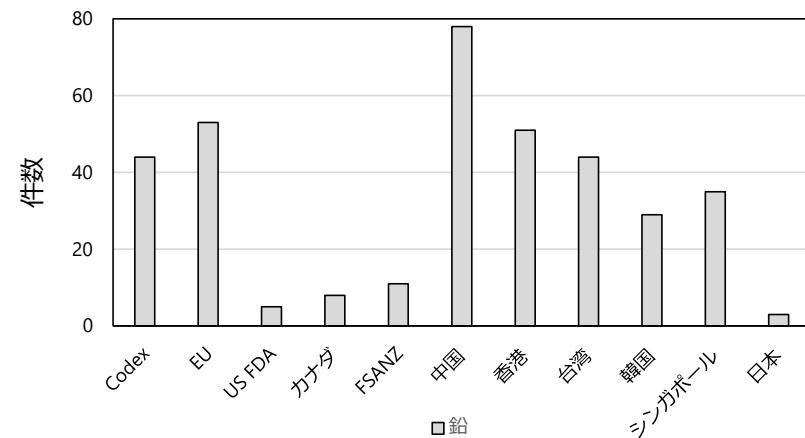
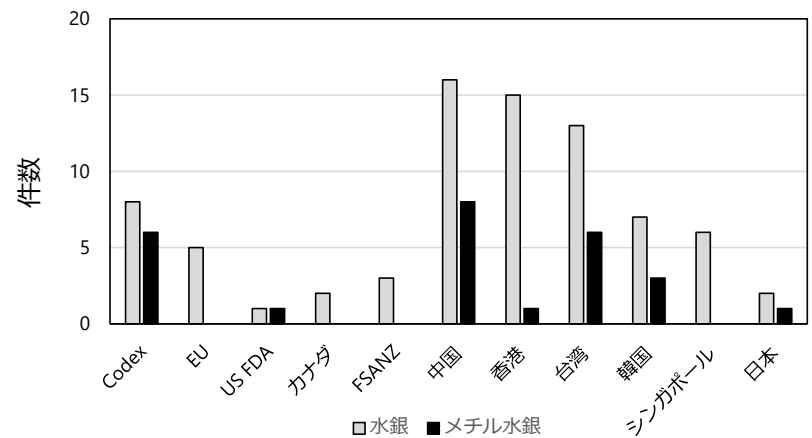
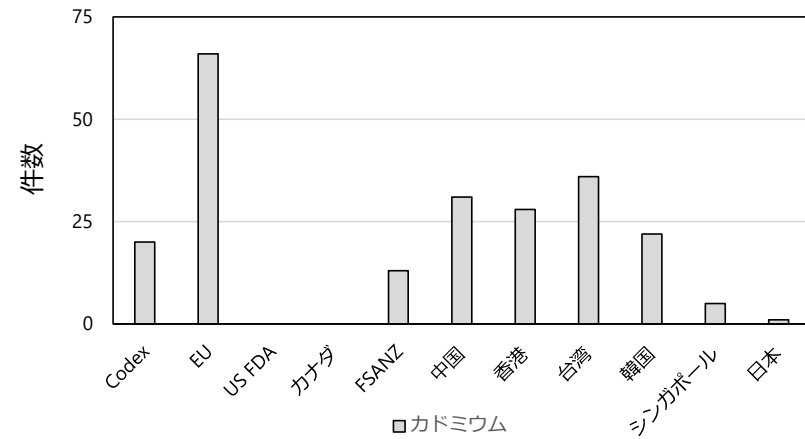
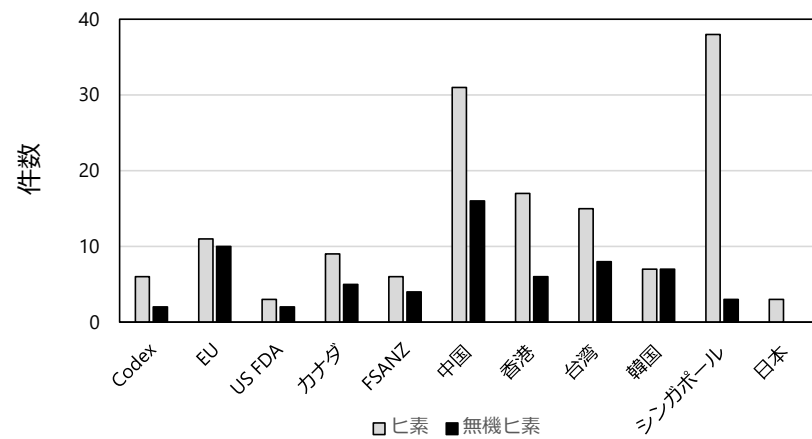


図1 様々な国/地域/国際機関における有害元素に関する規制値の件数

表 1～4 の脚注

- ^a 国または輸入業者は、魚油中の総ヒ素を分析することにより、魚油中の無機ヒ素の基準を適用する際に独自のスクリーニングを使用することを決定する場合がある。総ヒ素濃度が無機ヒ素の基準を下回っている場合、それ以上の検査は必要なく、サンプルは基準に準拠していると判断される。総ヒ素濃度が無機ヒ素の基準を超えている場合、無機ヒ素濃度が基準を超えているかどうかを判断するために追跡試験を実施するものとする。
- ^b 乳児および幼児を対象とした食品に関する 2013 年 6 月 12 日の欧州議会および理事会の規則 (EU) No 609/2013 の第 2 条に定義されている食品。特別な医療目的のための食品、および体重管理のための完全代替食。欧州議会および理事会の理事会指令 92/52/EEC、欧州委員会指令 96/8/EC、1999/21/EC、2006/125/EC および 2006/141/EC、欧州議会および理事会および委員会規則 (EC) No 41/2009 の指令 2009/39/EC および委員会規則 (EC) No 41/2009 および (EC) No 953/2009 (OJ L181, 29.6.2013, p. 35) の廃止。
- ^c 「幼児用ミルク」とは、幼児向けの牛乳ベースの飲料および同様のタンパク質ベースの製品を指します。これらの製品は、規制 (EU) No 609/2013 (幼児用ミルクに関する欧州議会および理事会への委員会からの報告書 (COM(2016) 169 最終版) の範囲外です。 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52016DC0169&qid=1620902871447>。
- ^d 一般に、FDA のガイダンス文書は法的強制力のある責任を確立していない。代わりに、ガイダンスはトピックに関する現在の考え方を説明するものであり、特定の規制または法的要件が引用されていない限り、推奨事項としてのみ見なされるべきです。
- ^e 無機ヒ素の最大許容量を指定する食品は、まず総ヒ素を測定し、その総ヒ素の含有量が無機ヒ素の最大許容量の値を超えていない場合は、最大許容量の要件に適合すると判定し、無機ヒ素を測定する必要はない。最大許容量を超えていた場合は、無機ヒ素を測定してから判定しなければならない。
- ^f 「乳児」とは、生後 12 か月以下の者をいう。「幼児」とは、生後 12 か月を超えて 3 歳 (36 か月) までの人をいう。
- ^g 食用油脂は植物、動物、海産物由来のものをいう。原材料は、良好な農業および畜産を含む農業当局の規定に準拠するものとする。合法的な屠殺、漁業、収穫。「食品の安全及び衛生に関する法律」に適合しており、人間の消費に適した清潔な製品に限る。
- ^h 海産物由来油脂については、全ヒ素を分析することにより、無機ヒ素の基準を適用する際のスクリーニングを決定する場合がある。総ヒ素濃度が無機ヒ素の基準を下回っている場合、それ以上の検査は必要ない。総ヒ素濃度が無機ヒ素の基準を超えている場合、無機ヒ素濃度が基準値を超えているかどうかを判定するために追跡試験を実施するものとする。
- ⁱ 食品グレードの塩とは、海、地下の岩塩鉱床、または天然塩水から得られるものを意味する。消費者への直接販売と食品製造の両方で、食品の成分として使用されるものをいう。NaCl の含有量が乾物基準で 97%以上。または、海面下 200 メートル以上の海水から採取した塩で、NaCl 含有量が乾物基準で 95%以上のものをいう。これは、食品添加物および/または栄養素の担体として使用される塩にも適用される。化学工業からの副産物は使用しない。
- ^j 総ヒ素の検査結果が無機ヒ素の基準値を超える場合は、無機ヒ素による検査で基準値を適用する。
- ^k 第 3 条 (1): 乾燥食品、希釈食品、加工食品、または複合食品 (つまり、複数の成分で構成される) の食品について、附属書 I に特定の連合最大レベルが規定されていない場合、附属書 I に規定されている最大レベルをそのような食品に適用すると以下の側面を考慮する必要がある: (a) 乾燥または希釈プロセスによって引き起こされる汚染物質の濃度の変化、(b) 処理による汚染物質の濃度の変化、(c) 製品中の成分の相対的な割合、(d) 定量限界。
- ^l 第 3 条 (2): 管轄当局が公的管理を実施する場合、食品事業者は、次の点を提供し正当化するものとする。関連作業における特定の濃縮・希釈・加工係数。乾燥食品・希釈食品・加工食品・複合食品の濃縮・希釈・加工係数、および混合操作の成分割合。食品事業者が必要な濃度、希釈、または加工係数を提供しない場合、または所轄官庁がその係数が与えられた正当性に照らして不適切であると判断する場合、所轄官庁は入手可能な情報に基づいて人間の健康を最大限に保護することを目的としてその係数を自ら定義するものとする。
- ^m 動物由来の食品に関する特定の衛生規則を定めた、2004 年 4 月 29 日の欧州議会および理事会の規則 (EC) No 853/2004 の附属書 I に定義されている食品 (OJ L 139, 30.4.2004, p. 55)。

-
- ⁿ 「乳児用ミルク」とは、誕生から生後 6 か月、適切な補完栄養摂取が開始されるまでの乳児の栄養要件を満たすために特別に製造された母乳代替品を意味する。
- ^o 「フォローアップミルク」とは、生後 6 か月から 12 か月までの乳児の離乳食の調製として使用することを目的とした食品をいう。生後 6 か月未満の乳児が単独で摂取するのには適していない。
- ^p 「乳児および幼児向けの穀類ベースの食品」とは、離乳期の健康な幼児、および食事の補助として健康な幼児の特定の要件を満たすこと、および/あるいは通常の食品への漸進的な適応を目的とした加工穀物ベース食品を意味する。(牛乳や他の液体で戻す必要がある穀物、シリアル、パスタ、ラスク、ビスケットなどを含む)
- ^q 「離乳食」とは、離乳期の健康な乳児、および食事の補助として健康な幼児の特定の要件を満たすこと、および/あるいは通常の食品への漸進的な適応を目的とした食品を意味する。
- ^r 食品グレードの塩とは、海、地下の岩塩鉱床、または天然塩水から得られるものを意味する。消費者への直接販売と食品製造の両方で、食品の成分として使用されるもので、NaCl の含有量が乾物基準で 97% 以上のもの。または、海面下 200 メートル以上の海水から採取した塩で、NaCl 含有量が乾物基準で 95% 以上のもの。これは、食品添加物および/または栄養素の担体として使用される塩にも適用する。化学工業からの副産物は使用しない。
- ^s 国または輸入者は、魚中の総水銀を分析することによって魚中のメチル水銀の基準値を適用する際に、独自のスクリーニングを使用することを決定する場合がある。総水銀濃度がメチル水銀の基準値以下の場合、それ以上の検査は必要なく、サンプルは基準値に準拠していると判断する。総水銀濃度がメチル水銀の基準値を超えている場合は、メチル水銀濃度が基準値を超えているかどうかを判断するために追跡検査を実施するものとする。各国は、基準値を補足するために、出産適齢期の女性と幼児に対する国内的に適切な消費者アドバイスの開発を検討すべきである。
- ^t サブセクション S19-7(2)の表については、次の検体数に基づいて計算を行う必要がある。(a) 甲殻類または軟体動物以外の魚の場合: (i) ロットが ≤ 5 t の場合: 10, (ii) ロットが > 5 t かつ ≤ 10 t の場合: 15, (iii) ロットが > 10 t かつ ≤ 30 t の場合: 20, (iv) ロットが > 30 t かつ ≤ 100 t の場合: 25, (v) ロットが > 100 t かつ ≤ 200 t の場合: 30, (vi) ロットが > 200 t の場合: 40; (b) 甲殻類および軟体動物の場合: (i) ロットが ≤ 1 t の場合: 10, (ii) ロットが > 1 t かつ ≤ 5 t の場合: 15, (iii) ロットが > 5 t かつ ≤ 30 t の場合: 20, (iv) ロットが > 30 t かつ ≤ 100 t の場合: 25, (v) ロットが > 100 t の場合: 30; (c) (a) または (b) 項で指定されたサンプリング単位の数を利用できない場合: 5。
- ^u メチル水銀の最大許容量を指定する食品は、まず総水銀を測定し、その総水銀の含有量がメチル水銀の最大許容量の値を超えていない場合は、最大許容量の要件に適合すると判定し、メチル水銀を測定する必要はない。最大許容量を超えていた場合は、メチル水銀を測定してから判定しなければならない。
- ^v 食用内臓とは、人間の消費に適したものとして出荷された内臓を意味するが、肺、耳、頭皮、鼻(唇および鼻腔部を含む)、粘膜、腱、生殖器系、乳房、腸、および膀胱は含まない (CXM 4-1989)。
- ^w 乳幼児向けの加工食品とは、特に 2 歳未満の乳児および幼児向けであると表現または称される、瓶、パウチ、桶、箱に包装された食品を指す。これには、すぐに食べられる食品(ピューレなど)だけでなく、半調理済み食品(乳児用乾燥シリアルなど)も含まれる場合がある。生の農産物や自家製食品(家庭で調理したフルーツピューレなど)は含まない。